

令和8年第1回定例会  
新冠町議会会議録  
第2日（令和8年3月5日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- |     |        |  |
|-----|--------|--|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                               |
| 第 2 |        | 執行方針（町長・教育長）                             |
| 第 3 | 議案第20号 | 令和8年度新冠町一般会計予算                           |
| 第 4 | 議案第21号 | 令和8年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算                 |
| 第 5 | 議案第22号 | 令和8年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算                    |
| 第 6 | 議案第23号 | 令和8年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算                 |
| 第 7 | 議案第24号 | 令和8年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算               |
| 第 8 | 議案第25号 | 令和8年度新冠町簡易水道事業会計予算                       |
| 第 9 | 議案第26号 | 令和8年度新冠町下水道事業会計予算                        |
| 第10 | 会議案第1号 | 特別委員会の設置について（令和8年度新冠町一般会計等<br>予算審査特別委員会） |

閉議宣告

◎出席議員（11名）

- |     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 酒井益幸君  | 2番  | 海馬澤真紀子君 |
| 3番  | 長浜謙太郎君 | 4番  | 中山千鶴子君  |
| 5番  | 野中一生君  | 6番  | 竹中進一君   |
| 7番  | 秋山三津男君 | 8番  | 但野裕之君   |
| 9番  | 武藤勝國君  | 10番 | 武田修一君   |
| 11番 | 氏家良美君  |     |         |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- |   |     |       |
|---|-----|-------|
| 町 | 長   | 山本政嗣君 |
| 副 | 町長  | 佐藤正秀君 |
| 教 | 育長  | 下川徳久君 |
| 総 | 務課長 | 島田和義君 |
| 企 | 画課長 | 佐渡健能君 |

町民生活課長	谷藤 聡 君
産業課長	鷹 齋 寧 君
保健福祉課長	新宮 信 幸 君
建設水道課長	関 口 英 一 君
建設水道課参事	寺 西 訓 君
農業委員会事務局長	三 宅 範 正 君
会計管理者兼税務課長	今 村 力 君
診療所事務長	杉 山 結 城 君
特別養護老人ホーム所長	竹 内 修 君
町有牧野所長	湊 昌 行 君
管理課長	佐々木 京 君
社会教育課長	工 藤 匡 君
総務課総括主幹	小 林 和 彦 君
企画課総括主幹	下 川 広 司 君
町民生活課総括主幹	曾 我 和 久 君
産業課総括主幹	磯 野 貴 弘 君
保健福祉課総括主幹	二本柳 成 児 君
管理課総括主幹	伊 藤 美 幸 君
管理課総括主幹	楫 川 聡 明 君
社会教育課総括主幹	坂 元 一 馬 君
代表監査委員	妹 尾 巨 知 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	田 村 一 晃 君
議会事務局庶務係長	榊 拓 己 君

(午前9時59分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君） おはようございます。ただいまから、令和8年第1回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告致します。

本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、竹中進一議員、7番、秋山三津男議員を指名いたします。

◎日程第2 執行方針（町長・教育長）

○議長（氏家良美君） 日程第2、執行方針を行います。

はじめに、町長より町政執行方針を述べたい旨の申し出がありますので、これを許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 令和8年第1回定例会の開会にあたり、令和8年度の町政執行に関する基本方針ならびに主要施策の概要について申し上げます。

私は、昨年4月に執行されました新冠町長選挙におきまして、町民の皆様からご審議を賜り、5月より町政の重責を担わせていただいております。

就任以来、町民の皆様、議員各位、関係機関の御理解と御協力のもと、山積する諸課題に対して、誠心誠意取り組んでまいったつもりでございます。ここに改めて、深甚なる敬意と謝意を表する次第でございます。

さて、国政におきましては、先の衆議院議員総選挙を経て、新たな政治的枠組みのもとで政策運営が進められております。

今後、高市政権による「責任ある積極財政」の理念に基づき、経済対策や少子化対策、地方創生、防災・減災などの分野において、政策形成のスピードと実行力が高まっていくとともに、政策転換の動きも活発化していくものと期待するところであります。

一方で、これらの動きは地方自治体に新たな役割と責任をもたらす、事務負担の増大や財政需要の拡大を伴う可能性もあり、地方自治体には、より高度で持続可能な行財政運営が求められていくことも認識しなければいけません。

新冠町といたしましては、国の施策動向を的確に見極めつつ、必要な施策を確実に取り組みながら、将来負担の抑制と財政規律の確保を基本に、町民生活の安定と地域社会の持

続的發展を支える町政運営に努めてまいり所存でございます。

次に、町政運営に臨む基本姿勢について申し上げます。

私は町長就任に当たりまして、「次世代（あした）につなごうふるさと（新冠）の未来」これを町政運営の基本理念として掲げました。

先人が築き上げてこられた新冠町の歩みを確かなものとして次世代へ引き継ぐことは、現代に生きる私たちに課せられた責務であります。

しかしながら、当町を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行、著しい物価高騰、社会保障関係経費の高騰、公共施設の老朽化などの要因によりまして、財政状況は極めて厳しく、財政構造の硬直化が進行をしております。

令和8年度は、私の任期における本格的な政策展開の年となりますけれども、徹底した行財政改革を町政運営の最重要課題に位置づけ、事務事業の抜本的な見直しや、公共施設の再編・最適化、行政サービス水準の検証、組織体制及び職員配置の再構築、安定的な財源確保策の強化などに、全庁を挙げて取り組んでまいり考えでございます。

これらの取り組みは、短期的には、町民の皆様にご理解とご負担をお願いする局面を伴う場面も生じることと思っておりますけれども、将来世代に責任ある町政を引き継いでいくためには、避けて通ることのできない課題であると認識をしております。

なお、各分野の具体的な施策につきましては「主要施策の推進」の中で述べさせていただきます。

続いて、令和8年度の予算編成について申し上げます。

令和8年度の予算編成にあたりましては、厳しい財政制約のもとではありますが、町民生活を支える基礎的行政サービスの安定的な提供を確保するとともに、行政関与の必要性、緊急性、費用対効果を経済的に勘案し、限られた財源を重点的かつ効果的に配分することを基本方針として編成を行いました。

令和8年度一般会計予算案の総額は、前年度当初予算比1.5%減の61億3700万円となっております。

歳入予算案の概要でございますが、自主財源の柱となる町税におきましては、法人町民税、固定資産税をはじめ、全ての税目で増収を見込み、町税全体で、前年度当初予算対比1.8%、1275万7千円の増収を見込んでおります。

また、歳入の中で最も大きな割合を占める地方交付税につきましては、国が示しました令和8年度地方財政計画や近年の交付実績等を勘案し、前年度当初予算対比5.3%増の1億5000万円の増額を見込んでおります。

一方、歳出予算案につきましては、人件費や扶助費等の義務的経費が増額しているものの、投資的事業の抑制や事業完了に伴う減額、ならびに単独事業費の縮減に努め、歳出全体の適正化を図ったところであります。

なお、4つの特別会計及び2つの企業会計の予算総額は、24億4048万5千円となり、一般会計を含めた令和8年度当初予算案の総額は前年度比0.8%減の85億774

8万5千円でございます。

次に、主な施策の推進について申し上げます。

まず1つ目、健康で安心して暮らせるまちづくりについてであります。

はじめに、地域福祉の充実についてであります。地域における高齢者、障がい者、児童、その他福祉の各分野の共通的な事項を盛り込み、各種福祉計画の上位計画と位置づけております「新冠町地域福祉計画」におきましては、「誰もがつながり、共に支え合い、安心して暮らせる福祉のまちにいかっぷ」これを基本理念とし、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉制度によるサービスだけではなく、地域に住む各々が支え手であり、受け手であり、地域住民全体が支え合って共に生きる地域共生社会を構築していくことを目指しております。

このため、保健、福祉、介護、医療等様々な分野や社会福祉協議会と連携し、地域生活・健康課題に対する支援やサービスの提供を通じて、町民同士が互いに支え合う地域福祉活動を推進してまいります。

また、急速に進行する少子高齢化社会の中で、わがまちに暮らすことに幸せと誇りを感じ、それを共有することは、まちの発展にとって大切な要素であると考えから、当町で婚姻届を提出し、新たな生活をスタートする新婚夫婦を祝福し、末永く幸せな家庭を築いて頂く結婚記念品贈呈事業は、人生の節目の思い出になると好評を得ていることもございまして、気持ちの通う住民サービスとして継続してまいります。

さらに、子どもを授かりたいという段階から妊娠、出産、子育て期にわたる支援におきましては、安心して子どもを産み育てられる環境づくりをより一層推進するため、妊産婦や子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援の充実に努めるとともに、母子保健事業をはじめ、妊婦のための支援給付金の支給など、経済的支援についても継続して実施してまいります。また、不妊治療に対する助成事業の拡大や無痛分娩を望まれる方の助成制度の創設につきましても、それぞれの費用の実態、あるいは対応可能な医療機関の状況等を引き続き調査し、実施に向け検討してまいります。

次に、児童福祉におきましては、妊娠期から18歳になるまでの子育て期全体を通した、切れ目のない包括的な相談・支援体制の充実と児童虐待の未然防止、早期発見を図るため、本年度から母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「こども家庭センター」を設置し、関係機関と連携を図りながら子育て世帯を支援してまいります。

また、経済的負担の軽減や女性の社会進出を支援するため、今年度から就学前児童に関わる教育・保育料の完全無償化を実施してまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、高齢者が生きがいを実感し、できる限り介護を必要とせず、自立した生活を送れるよう支援することが重要でありますことから、要介護認定を受けていない65歳以上の方々を対象としたアンケート調査を実施し、いわゆる「介護予備軍」を把握することで、適切な介護予防や認知症予防、健康寿命の延伸につなげるという取り組みを継続してまいります。

また、地域包括支援センターを中心に適切なサービスの提供、あるいは見守り体制の強化を図るとともに、高齢者に関わる地域の多職種が集まる地域ケア会議やケアマネジャーとの協議を通じて、地域課題のローリングを行い、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを進めることができるよう、地域ケア体制の充実に努めてまいります。

次に障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法に基づく、各種地域生活支援事業の適切な実施をはじめ、社会福祉法人新冠ほくと園が運営する「相談室かける」との連携により、障がいのある方々が安心して日常生活を送ることができるよう環境づくりを進めてまいります。

また、心身の発達に心配や遅れ、つまずき等がある子どもの早期発見、把握に努め、それらを支援する「子ども発達支援センターあおぞら」の職員の専門性向上を図りながら、対象となる子どもの健全な成長を助長するとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、町民の皆さんの健康増進と食育推進についてであります。

特定健診及び各種がん検診につきましては、自己負担の無料化や対象年齢を30歳に引下げた「若年健診」を実施し、町民の健康管理や受診率向上に向けた事業の改善や充実に努めてまいりました。

引き続き、町民の健康増進に向けて、受診しやすい環境を整えていくとともに、健診結果に基づく保健指導や生活習慣病予防講座・健康教育事業の充実に努めてまいります。

食育推進事業につきましては、町民一人ひとりが健康を意識し、健全な食生活を実践できるよう妊娠・授乳期から高齢期までのライフステージに応じた食育事業を取り進める必要があることから、認定こども園、小中学校、介護担当とも連携しながら、各種教室や事業での食育教室の実施、あるいは低栄養が心配される高齢者宅への訪問指導などを積極的に進めてまいります。

また、予防接種法に基づき、実施をしております各種感染症に対する予防接種事業につきましては、新たに定期接種として位置づけられたワクチンの適切な実施にも努めてまいります。

昨年度、定期接種に追加されました帯状疱疹ワクチンにつきましては、国が定める対象年齢の65歳の方に限定することなく、当町独自の判断により65歳以上の希望される全ての方へと助成対象を拡大し、早期に接種機会を提供することといたしました。

今後におきましても、町民の皆様の健康を守ることを第一とし、国の動向を注視しながら、実情に応じた柔軟な制度運用を図ってまいります。

また、子育て世帯に対する医療費の助成につきましては、これまで中学生までを対象範囲として実施してまいりましたが、新年度からは高校卒業に相当する18歳までを対象とするよう制度を拡充するとともに、所得制限を撤廃することで一層の福祉増進を図り、より子育てのしやすい環境を整備いたします。

次に、平成30年度から北海道が主体となり財政運営を行っております国民健康保険につきましては、「令和12年度を目途として、統一保険料率」とする北海道が策定した運営方針に基づき、令和7年度から9年度までの3か年において段階的な税率改正を進めております。

移行期間の2年目となる令和8年度におきましても、当初計画に沿った税率改正を進めさせていただきますけれども、子育て世代に対する軽減措置等、被保険者の負担軽減を講じながら、保険料率の統一に向け取り進めてまいります。

次に、医療の充実についてであります。

はじめに、日高徳洲会病院の町内移転決定に伴いまして、これまで多くの町民の「かかりつけ医療機関」として運営してまいりました国保診療所は、令和12年4月に予定される徳洲会病院の開院に合わせて閉所する方針を決定いたしましたけれども、閉所までの間は、町民への医療提供に支障が生じないように、引き続き、診療体制の維持に努めてまいります。

また、それと並行して、日高徳洲会病院への円滑な移行と閉所に向けた準備も着実に務めてまいりる考えでございます。

一方、日高徳洲会病院誘致につきましては、法人側と定期的な協議の場を設けておりますけれども、現在は、同一敷地内への移転を計画している恵寿荘の改築計画と併せ、建物や道路、駐車場などの配置計画を中心に検討を進めていると同時に、建設地近隣の町民の皆様に対しては、周辺環境が少なからず変化することによる不安の軽減に向けた対話と適宜の情報提供を持って対応していく考えでございます。

このことは、まちづくりを将来に引き継ぐ条件として、持続可能な医療の確保は重要な件であり、この度の日高徳洲会病院の誘致は、医療福祉の継続に資するものであり、今後においても力強く推進してまいりる考えでございます。

次に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現についてであります。

当町が策定いたしましたアイヌ施策推進地域計画において、判官館を「アイヌ文化共生空間」と位置づけておりますけれども、今年度は、判官館を魅力ある文化共生空間とするための基本構想計画の策定に着手するとともに、引き続き、アイヌ協会と連携した文化の保存・伝承に加え、生活や福祉の向上に努めてまいります。

次に、2つ目の潤いある環境を創出するまちづくりについてであります。

はじめに、地球温暖化対策についての町としての取り組みについてでありますけれども、二酸化炭素の排出を限りなくゼロに近づける取り組みであるゼロカーボンの取り組みは、再生可能エネルギーエネルギーの利用を中心とする取り組みであり、国においても地球温暖化抑制の立場から再生可能エネルギーの普及を推進しているところであります。

しかしながら、近年ではメガソーラーの設置を巡って、自然環境や生活環境への影響、防災上の懸念などが指摘され、地域との摩擦が生じている事例が散見されます。

こうした状況から、今後は再生エネルギーの導入にあたり環境との調和を重視する姿勢

がこれまで以上に求められ、町独自の条例整備等が必要と考え、現在条例の策定作業を進めているところであります。

条例におきましては、自然環境の保全と再生可能エネルギーの利用、その両立を趣旨とし、当町に適した条例とする考えであり、今後関係機関への意見聴取などを進め、議会協議に付してまいりたいと考えております。

次に環境衛生の向上についてでありますけれども、ごみ処理・リサイクルの推進につきましては、引き続き、町民の皆さんとの協働による3Rいわゆる（リユース、リデュース、リサイクル）の取り組みを推進し、ごみの減量化に努めてまいりますとともに、日高中部衛生組合におきまして環境センターの長寿命化工事を実施しておりますので、引き続き、新ひだか町とともに、令和9年度の完成に向け事業を着実に進めてまいります。

また、公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置につきましては、環境衛生の向上と自然環境の保護を図るため、定住・移住促進制度の対象分も含めた助成を継続してまいります。

さらに、火葬場、墓地につきましては、祖先を敬い、生命の尊厳を守るための極めて重要な施設でございますので、引き続き、合葬墓の利用も含め、町民の皆さんが将来にわたり安心できる環境整備に努めてまいります。

続いて3点目、快適で暮らしやすいまちづくりについてであります。

はじめに、住環境の整備について申し上げます。本年度におきましても、国の交付金事業を活用いたしました「東栄団地1号棟外部改修工事」及び「住宅リフォーム助成金交付事業」を継続し、町民の皆さんの住環境の支援を行ってまいります。

次に、空き家等の対策につきましては、「第2次空き家等対策推進計画」に基づき、本年度も危険空き家の除却を推進するため、不良空き家等除却補助事業を継続するとともに、所有者の把握及び適切な維持管理等の指導啓発に努めてまいります。

次に、水道事業につきましては、単独事業にて、太陽地区「水利施設等保全高度化事業」また、道営事業にて、新明地区「営農飲雑用水施設整備事業」を新規で着手するほか、下水道事業につきましては、交付金事業を活用し、マンホールポンプ所外電気設備改築更新事業を継続してまいります。

また、河川事業におきましては、「緊急自然災害防止対策事業債」を活用し、護岸等破損箇所補修工事並びに排水路の整備工事を適宜行い、引き続き、河川施設の予防保全、減災対策などに努めてまいります。

次に、道路事業につきましては、道営事業の活用により、東泊津・大富地区を対象に、改良所舗装を目的とした「道営農村整備事業」が継続されることになっておりますほか、「緊急自然災害防止対策事業債」を活用し、排水施設の改修工事を適宜行い、道路施設の予防保全、減災対策などに努めてまいります。

また、橋梁の長寿命化工事につきましても、国庫補助事業を活用し、修繕や改修事業を継続してまいることとしております。

次に、地域公共交通の確保対策についてであります。

令和3年3月31日をもって鉄路が廃止となって以降、日高の公共交通はバス交通が担うこととなり、コロナ禍を経た今、その運行体系は最適化を求められております。

当町におきましては、長く定時定路線をもって運行していた地域巡回バスは、利用者の有無にかかわらず運行することから効率化の検討が急務な状況にあったため、改善策の協議検討を重ねた結果、予約運行方式であるデマンド運行が事業経費軽減と利用者の利便性向上につながると判断をいたしまして、事業化への取り組みを進めたところであります。

現在は、デマンド運行が新冠町の交通環境に適用可能かどうかを判断する実証事業として運行しておりますけれども、令和8年度からは、本格運行として事業推進することとしております。

実証運行においては、利用予約をLINEアプリで行うことを可能とし、更には複数の予約の中にあっても、最適経路をAIに判断させさせるAIデマンド運行とするなど情報技術を導入しておりますけれども、本格運行に移行後は、利用状況と経費負担を比較し、当町にとっての最適な交通体系を目指し、検討協議を継続することとしております。

次に、4点目、安心して安全で安心して暮らせるまちづくりについてであります。

去年は、青森県東方沖を震源といたします大規模地震など、日本各地で地震が相次ぎ、当町においても沿岸地域に津波警報が発表されました。

その際の避難体を通じて浮き彫りとなった避難所における暑熱対策や、高台避難時における車両混雑への対応など、現場の課題に即した防災体制の強化に努めてまいります。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震によります大津波の発生が切迫する中、ハード面の対策も着実に進めてまいります。

特に、津波避難対策が急務であった節婦町地区におきましては、令和6年度より着手いたしました「津波避難タワー」の建設工事が、本年度に完成を迎える予定であります。

完成後は速やかに供用を開始するとともに、地域住民の皆様と連携した実践的な避難訓練を実施し、施設を最大限に活用した「誰もが安全に避難できる」そんな体制の構築に努めてまいります。

また、ソフト面におきましては、自主防災組織となる各自治会への活動支援を継続し、地域防災力の底上げを図ってまいります。

あわせて、高齢者や障がいをお持ちの方など、避難に際して配慮を要する方々が取り残されることのないよう、避難支援体制の在り方について検討を深めてまいります。

これらハード、ソフト両面からの対策を進め、災害に強く、誰もが安心して暮らせる強靱なまちづくりに、全力を挙げて取り組む所存でございます。

次に、交通安全についてであります。

交通事故の防止には、一人ひとりが人命の尊さを認識し、日常生活を通じて自主的に交通安全に取り組む必要がございますが、そのためには、交通安全意識の高揚を図ることが必要であります。

今後も交通安全推進委員会と連携をし、交通安全指導員への活動支援や啓発活動、道路交通環境整備など、総合的な交通安全対策に努めてまいります。

さらに、町民生活の安全の確保、地域の安全の確保に向け、引き続き、防犯協会や関係機関との連携を図り住みよいまちづくりを目指してまいります。

続いて5点目、力強く安定した産業づくりについて申し上げます。

はじめに、農業の振興についてであります。令和8年度は、第7次農業振興計画の最終年度にあたりますが、基本方針に基づいた施策を推進することと併せて、次期農業振興計画の策定に関しましては、各生産分野における諸課題の解決に向けまして、産業団体や関係機関、各生産振興会の協力をいただき、策定事務を取り進めてまいります。

また、新規就農対策におきましては、独立就農した農業支援員に対するサポート体制を維持し、経営安定に向けた支援を図ってまいります。

水稲、畑作部門におきましては、水田の畑地化が促進されておりますけれども、安定的な農産物の生産に向け、引き続き制度の周知と円滑な推進に努めてまいります。

また、施設園芸作物では高温化に対応するため自動換気設備等の設置を推進し、生産数量の確保に向けて取り組んでまいります。

軽種馬振興につきましては、生産販売対策への、町独自支援を継続継続し、新冠産馬の販売向上につなげるとともに、地方競馬の協賛レースの実施を通じ、馬産地新冠のPRに努めてまいります。

酪農振興におきましては、乳牛検定組合や酪農ヘルパー組合の運営支援を継続するとともに、牧野運営における預託事業を通じ、生産現場における自給飼料や労働力不足の解消を図り、放牧管理を介した家畜の健康増進に努めてまいります。

肉用牛の振興におきましては、繁殖牝牛の導入を支援するとともに、町有牛を活用した受精卵の原価提供事業を継続し、安定した繁殖基盤の構築に努めてまいります。

町有牧野につきましては、開設から62年を経過し酪農、肉牛農家の産業構造の変化が顕著であること、及び牧野施設や作業機械の老朽化が進んでおりますことなど、将来を見据えた中で、見直す必要があると判断をしております。

既に、関係団体や利用されている皆様へ御説明させていただいておまして、様々なご意見、ご提言を頂いたところでありますので、これらご意見等を踏まえながら、より良い畜産振興に向け、見直しの方針化を図ってまいります。

次に、有害鳥獣対策についてであります。

有害鳥獣による農作物の被害につきましては、高止まり傾向がございます。

特に、ヒグマ生息域の拡大による市街地近郊での出没増加が懸念されておりますので、人の生活圏域への侵入を防止するゾーニング対策を推進するほか、警察や地元猟友会など関係機関との連携、協力により有害鳥獣全般の駆除対策に取り組んでまいります。

また、ガバメントハンターの導入に関しても、関係機関と協議し、前向きな検討を行います。

次に林業の振興についてであります。

町有林におきましては、本年度も森林経営計画に基づき伐期を迎えた人工林の皆伐のほか、植林や下刈り、間伐など適切な森林整備に努めてまいります。

民有林の振興につきましても、森林環境譲与税を活用し公共補償の対象とならない森林整備事業等に補助を行ってまいります。

次に、水産業の振興についてであります。

水産業は環境の変化を最も受けやすい産業であり、気象や海水温、海流などの細かな変化が漁獲量へ著しい影響を及ぼします。

北海道や関係団体等との連携によりまして実施をしているタコ産卵礁設置事業やホッキ最少成員の放流事業、マツカワの稚魚放流事業につきましても継続的に実施をし、資源の育成・管理に努めてまいります。

また、造り育てる漁業と漁業の持続性への取り組みでございますが、実現可能な養殖生産の可能性や、漁業の担い手確保策の取り組みなどにつきまして、漁協との協議を深めるなど関係機関と連携し、漁業に携わる人材の確保策を推進してまいります。

また、観光振興に目を向けますと、2月28日に開設をした新冠インターチェンジは、道央圏を中心に各圏域とのアクセス時間を短縮するほか、当町の観光の魅力を広くアピールする大きな推進力になるものと考えております。

その上で、当町への流入人口にどのような変化が生まれるのか、しっかりと見極め、将来を見据えた施策の樹立と事業の推進に努めることといたします。

そのような中、潮風等の自然環境によって経年劣化が進んだ馬の大壁画を更新し、改めて当町の観光シンボルとしての発信力を高める考えであります。

実施に当たりましては、ガバメントクラウドファンディングで資金支援を募ることで、関係人口の増加につなげ、観光振興につなげていくこととしております。

次に、商工業の振興についてであります。小売店を中心とした商工業者の経済活動は、人々の働く場の提供と日用品を中心とした生活必需品の購買機会を確保するという生活に欠かせない事業活動であります。

そのためには、携わる事業者の皆さんの経営安定化を図ることが大切であり、商工会の役割も重要となります。

このため、町は商工会が行う経営改善普及事業などを支援することで商工業振興を図ってまいります。

また、町内に新たな企業が立ち上がることは、町内経済の活性化に資すると考え、民間事業者による町内創業について支援をしていくこととしております。

この支援制度は、起業促進のみを目的とすることなく、併せて地場製品の開発についても支援するなど、関係制度を充実させることで地域資源の活用促進を図る考えであります。

当町における企業環境が好転している現在、起業、商品開発を支援することで町の経済活性化を推進してまいります。

次に、6項目目、郷土を愛し生きる力を育む人づくりについてであります。

教育行政につきましては、教育に関する総合的な施策である「新冠町教育大綱」に掲げる基本理念「生きる力を育みふるさと愛を深める新冠の教育」を推進するため、総合教育会議を通じて教育委員会と政策の方向性を共有し、教育環境の充実を図ってまいります。

まず、これまで幼・小・中の連携した教育環境を充実させるために教育委員会が所管をしておりました認定こども園ド・レ・ミにつきましては、利用者の約9割が保育的利用であり、児童福祉としての支援サービスであること、また、新年度から「こども家庭センター」を設置することに伴い、町部局へ移管することといたします。

運営の所管は変わりますが、幼・小・中の連携につきましては、これまで培ってきたノウハウを生かし、幼少期から義務教育課程終了まで切れ目のない教育環境を教育委員会と連携を図り提供してまいります。

次に、小中学校におきましては、学習指導要領に応じた授業づくりやICT環境を活用した授業づくりを進めるために、引き続き施設環境整備を支援し、適切な教育環境の維持に努めてまいります。

また、児童生徒数の減少が続いておりますが、これまで同様に各校学年毎に学習支援員を配置し、教育環境の充実を支援してまいります。

社会教育におきましては「新冠を愛し、新冠で学びあい持続可能なまちづくりを目指す社会教育の推進」を最重点目標として、新冠のあらゆる機会や場所で学習することができ、その成果を発揮するまちづくりを実現することを目指すと同時に、特徴ある事業を展開しながら、持続可能な社会を目指した質の高い教育を進めてまいります。

加えて、レ・コード館をはじめといたしました各種社会教育施設では、施設機能を十分に生かしながら生涯学習の場を提供するとともに、町民の皆さんの自主的な文化芸術活動やスポーツ活動を支援し、引き続き安全で利用しやすい施設運営に努めてまいります。

また、本年度から旧青年の家の運営会社となります、一般社団法人ZERO NEXT ONEにより合宿誘致、スポーツ関連事業を通して、当町に新たなスポーツ環境の提供を促す取り組みが進められますことから、これと連携を図りながら社会教育の充実を図ってまいります。

また、これまで町は、法政大学、東京大学などのフィールドワークに協力をし、連携を深めてまいりました。

その中で築いた人間関係は、まちづくりに関する提言に始まり、学生が当町に深い関心を抱くなど、関係人口の創出にもつながっていると感じております。

そのような中、東京大学の学生の1人が同大学の休学制度を利用し、1年間当町の地域おこし協力隊として勤務することとなりました。

都会に住む学生が新たな視点で当町のまちづくりに貢献しようという意気込みをもって休学してまでも挑もうとする、その気持ちに心から感謝をすると同時に大きな期待を寄せさせていただいているところであります。

現在は、軽種馬産業に関する企業の可能性を検討するほか、レ・コード館が収蔵するレ

コードデータの入力のスピード化とネット公開による町のPRを試みたいとの申し出を受けており、いずれも当町にとりましては大きな貢献となる取り組みであり、町としても、ともに推進していく考えでございます。

次に、7点目、自立したまちづくりについてであります。

まちづくりの推進において、町民の皆さんにまちづくりの現状を説明し、そして意見を頂くということは、よりよい施策の実現につながり、また幅広い世代との対話、各種団体との懇話、更には女性の視点からの意見を聞き取ることは、まちづくりを活性化させる貴重な機会と考え、就任以来、できる限り多くの懇談機会を作ることに意を用いてまいりましたが、より一層このことに意を尽くしてまいりたいと考えております。

また、人口減少、少子高齢化の進行が今後も続く中、人口確保対策は全ての市町村が重視するまちづくりテーマの一つであろうかとも考えます。

当町におきましても、これまで定住移住政策の推進のほか医療、福祉、教育、子育てなど幅広い分野において人口確保につなげる施策を推進してまいりました。今後は、北星町開発用地の一部を活用する宅地分譲計画を関係機関と調整、協議し、新たな財源確保の可能性を求め、早期の分譲に努めていくことといたします。

以上、令和8年度の町政執行に当たっての所信の一端と、主要施策の概要について申し上げます。

本方針で述べました各施策は、いずれも当町の将来を左右する重要な取り組みばかりであり、当町が直面する人口減少や少子高齢化の進行、激甚化、頻発化する自然災害への対応などの諸課題は、中長期的な視点に立った的確な対応を要するものであります。

限られた財源と時間を最大限に生かし、一つひとつの課題に正面から向き合い、持続可能な町政運営を確立することこそが、現下における町政の最大の使命であると認識をいたしております。

私は町政を担う責任者として、町民の皆様への負託にこたえるべく、いかなる困難な状況にあっても、将来を見据えた決断と実行を重ね、新冠町の発展と町民福祉の向上に全力を尽くしてまいり所存でございます。

結びにあたりまして、議員各位をはじめ町民の皆様におかれましては、町政運営に対し、より一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。令和8年度の町政執行方針といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 町長の町政執行方針が終わりました。

次に、教育行政執行方針を行います。

下川教育長。

○教育長（下川徳久君） ただいま、議長より発言の許可を頂きましたので、令和8年第1回定例会の開会にあたり、令和8年度教育行政執行方針を申し上げます。

深刻さを増す少子高齢化、混迷の度を増す世界情勢、気候変動に伴う自然災害の激甚化、生成AIなどデジタル技術の発展といった大きな変化が相まって、社会や経済の先行きに

対する不確実性がこれまでになく高まっています。

これからの我が国、我が郷土新冠を担う子どもたちは、このように社会の急激な変化や環境の中を生きていくこととなります。

未来を切り開き、一人一人が主権者となり社会を支えていく子どもたちには、ふるさと新冠の歴史や文化を誇りとし、共に支え合い、自分の役割を認識し、逞しく「生きていく力」をこの町で身につけていくことが必要です。

教育委員会は、引き続き、町長との総合教育会議を通し教育に関する思いを共有し、一体感とスピード感をもって課題解決や教育環境の充実と整備に努めるとともに、次代を担う子どもたちが郷土を愛し、社会で「生きていく力」を身につけていくこと、そして町民の皆さん全てが、心豊かに生きがいを感じられる暮らしができるよう、生涯学習活動を推進し、活力ある地域社会の形成に努めてまいります。

このような考え方に基づく基本姿勢について申し上げます。

学校教育では、子どもたちのウェルビーイングにつながる資質、能力の育成を図ることが大切であり、そのためには、主体的、対話的で深い学びに向けた子どもたち一人一人が課題を持ちながら学習を進めていく「令和の日本型学校教育」を推進していくことが不可欠です。

「現在のウェルビーイング無しに、将来のウェルビーイング無し」の考えのもと、新冠小学校と新冠中学校が充実した学びや仲間との触れ合いを通し勉強が分かり、友と一緒に楽しく過ごせる学校となるよう両校を支えてまいります。

社会教育では、町民の皆さんが、学びを行動につなげる活動を継続することは、「豊かな心を育む」、「活動の輪を広げ支え合う」、「地域の良さを知り郷土愛を育む」という観点からも重要なことであり、持続可能なまちづくりの大きな力となると考えます。

町民の皆さんが、心豊かで健康に学ぶことのできる活動を展開し、その活動がまちづくりに生かされるものとなるよう、引き続き、「町民憲章」や「R eの精神」を意識し、特色ある事業展開に努めてまいります。

続きまして、教育行政執行、学校教育にあたり主要施策について申し上げます。

はじめに、最重点目標「子どもの今を中心としたウェルビーイングの充実」であります。

学校教育は、子どもたちが夢ややりがいを見出し、将来にわたって持続的な幸せを感じるウェルビーイングに向け、誰もが安心できる教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが重要であります。

将来にわたって持続可能なウェルビーイングとするために必要なことは、まずは何よりも子どもたちの今をウェルビーイングな状態にすることが必要不可欠でありますことから、最重点目標を「子どもの今を中心としたウェルビーイングの充実」として位置づけた上で、次の取り組みを重点とし推進してまいります。

1点目は、「日々の積み上げによる学力向上」についてであります。

児童生徒一人一人が、幸せを感じながら、安心して学び、心身ともに健やかに成長する

ことが心豊かな人生、ウェルビーイングの向上につながります。

学校教育においては、学習指導要領における「主体的、対話的で深い学び」を実践し、各教科を通じて身につけた力により、子どもたちの将来の可能性がより広がるよう、質の高い教育への事業改革に引き続き取り組んでまいります。

具体的な取り組みとして、ICT機器及びデジタル教材を効果的に活用することで、「個別最適な学び」「協働的な学び」の充実を図ること、子どもたちの頑張りを認めながら次の指導改善につなげていく「指導と評価の一体化」に意を用いてまいります。

2点目は、「豊かな心と健やかな体の育成」についてであります。

児童生徒の心身の健やかな成長においては、考え議論する道德教育を実践し、評価、改善を図り、道德教育を充実させるとともに、豊かな感性や情操を育む読書活動についても推進してまいります。

いじめ、不登校といった生徒指導上の課題につきましては、定期的な調査の実施や組織的な対応が徹底されるよう各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、学校全体で情報共有を図りながら早期発見と早期対応に努めます。

体力の向上につきましては、全国体力、運動能力、運動習慣等調査により、全国平均との比較をもとに課題を把握分析し、体育の授業改善を進めてまいります。

また、健康安全教育については、地震、津波を想定した避難訓練をはじめとした防災教育、熱中症や感染症対策などの指導を通じ、子どもたちが正しい知識を習得し、自ら安全に行動できる資質能力が身につくよう、指導の充実引き続き意を用いてまいります。

3点目は、「特色ある教育活動の推進」についてであります。

小中を貫く学びの創造と当町の将来的な教育環境を見据え、小中連携推進会議を開催し、各々の役割を正しく理解することで校種間の意識の隔たりの解消と小中合同研修会の企画、実践により、自校研修の充実と改善を継続して図ってまいります。

更に、主権者教育とふるさと教育の観点から実施しております中学生によるまちづくり提案については、総合的な学習の時間の中で今年度も開催し、まちづくりへの参画意識やふるさと愛を育む取り組みを推進いたします。

また、ふるさと教育の充実を図るため、新冠小学校、新冠中学校ともにホロシリ乗馬クラブを活用した体験学習を実施いたします。

次に、中学校部活動の地域展開の推進についてです。

部活動は時代の変化により従前と同様の学校主体の運営体制での存続が難しくなっていることから、国の方針にのっとり将来にわたり子どもたちがスポーツ、文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に努めてまいります。

4点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特性を持つ児童生徒が学習や生活上の困難を克服し自立できるよう、特別支援学級担当教員を中心とした全ての教員の特別支援教育に関する専門性を高め指導、支援の充実努めます。

また、通常学級において学習や学校生活で困り感を抱える子どもの対応として、個々の特性に応じたきめ細かい教育相談と新冠町子ども発達支援センターあおぞらを中心とした関係機関との情報共有を行い、通級指導教室、巡回指導教員やスクールカウンセラー派遣事業を積極的に活用し、支援体制の充実に努めます。

5点目は、「信頼される学校づくりの推進」についてであります。

地域に開かれた信頼される学校づくりを実践するためには、地域から認められる教職員の資質、能力と組織力が必要となります。

そのため、学校長の経営ビジョンや具体的な方針、役割の分担を明確化した上で校内組織の強化に努めます。

また、教職員への各種研修会への参加奨励や服務規律研修を充実させることで、教職員の資質向上と服務規律の保持を図ります。

6点目は、「教育環境の整備」についてです。

はじめに、小中学校の老朽化と新たな学校の創造についてであります。現状において、中学校に限らず小学校についても校舎の建築から50年を迎え老朽化が進行しており、また、町内の児童生徒数についても今後急速に減少していくことが予想されます。

このことから、新しい学校構想に向けた町立学校在り方検討委員会を昨年10月に立ち上げ、新冠町が今後目指す新しい学校について諮問するとともに小・中学校の改築計画について、町部局や関係機関などと協議、検討を進めているところでございます。

町立学校あり方検討委員会による答申につきましては、今月の末を予定いたしております。

次に、教師にとってのウェルビーイングとして、学校が働きやすさと働きがいのある職場であるよう、働き方改革の取り組みを継続し、業務の適正化と改善に向けた指導助言を図ってまいります。

町費負担教職員については、ALT及び外国語学習指導員による英語指導への対応や学習支援員を小中学校の学年ごとに配置し、当町独自の充実した教育体制を維持いたします。

7点目は、「幼小連携の推進」についてであります。

認定こども園ド・レ・ミは、「家庭や地域とともに心豊かで健やかな子どもを育む」教育理念のもと、「就学前までに身につけてほしい力」の習得を促し、スムーズな小学校への接続を意識するとともに、全ての子育て家庭に子育ての喜びを実感できるような支援を行っております。

この認定こども園ド・レ・ミは、令和8年度より組織機構が町部局へ移行しますが、教育委員会といたしましては引き続き、小1プロブレム対策や要支援児童の早期把握のため、これまで同様小学校教員によるド・レ・ミ園参観を実施し、児童の困り感をなくす対応に努めてまいります。

続きまして、教育行政執行、社会教育にあたり主要施策について申し上げます。

社会教育最重点目標「新冠を愛し、新冠で学び合い、持続可能なまちづくりを目指す社

会教育の推進」についてであります。

人は生涯にわたる学習により、自己を高め、その学びを社会に生かすことでより豊かな人生を送ることができると言われてしています。

新冠の人々が「新冠に生まれてよかった。」「新冠で暮らしてよかった。」と思えるような、豊かな人生を送るためには、新冠のあらゆる機会や場所で学習することができ、その成果を発揮することができるまちを実現することが必要と捉えます。

そのことから、社会教育における最重点目標を「新冠を愛し、新冠で学び合い、持続可能なまちづくりを目指す社会教育の推進」と位置づけ、次の取り組みを重点として推進してまいります。

1点目は、「レ・コード館を中心とした生涯学習社会の推進」についてであります。

音楽、文化の拠点となるレ・コード館機能を生かしながら、クーリングシェルターを兼ねたフリースペースやキッズスペースを設置することで、親子や町民の皆様が憩える場所を提供するとともに、レ・コード館を中心とした児童・生徒のボランティア教育を推進し、文化活動の活性化を図るため、文化協会、音楽関連団体と連携しながら芸術文化活動の支援に努め、加えて、中学校における吹奏楽部の地域展開の取り組みを進めます。

レ・コードと音楽によるまちづくりを熟成するために、引き続き巡回レコードコンサートなどの鑑賞機会や楽器演奏体験の充実に努め、自主企画委員会や昭和音楽大学との連携による音楽関連事業や吹奏楽クリニック事業などを通じ、技術向上とともに楽器を奏でる喜びを実感できる事業を展開してまいります。

昨年度策定した「第9次社会教育中期計画」に基づき、各世代に応じた社会教育事業を実践するとともに、学校教育や関係機関との連携を深め、放課後子ども教室やスポーツ教室を充実させ、生涯学習社会の実現に向けた社会教育の充実に努めます。

2点目は、「生涯にわたってスポーツに親しむ社会体育の推進」についてであります。

スポーツ振興計画に基づき、少年期においてはスポーツ少年団と連携した各種スポーツ体験教室を開催するとともに、成人層にはモルック等のレクリエーションスポーツや、昨年度リニューアルしたトレーニングルームの活用による運動習慣の定着を促し、高齢者に対しては、健康維持に主軸を置いた健康スポーツ教室を開催してまいります。

また、学校とスポーツ団体との連携を図りながら、中学生を対象としたスポーツ教室を開催することで、部活動地域展開に向けた取り組みを推進いたします。

スポーツ環境の整備充実においては、町民グラウンドや各種体育施設を適切に運営するとともに、新たな旧青年の家の管理会社となる一般社団法人 ZERO NEXT ONE と連携し、判官館体育館の利用促進に努めてまいります。

スポーツでつくる共生社会を目指し、今年度も車いすバスケット教室を開催するほか、スポーツ指導者の能力向上を目指した講習会を実施し適切な指導、学習の場を確保いたします。

3点目は、「郷土愛を育む郷土資料館事業の推進」についてであります。

郷土資料館は、ふるさとの歴史や自然、文化を守り、未来へと引き継ぐ重要な役割を担っています。

施設や文化財を整備するとともに、各事業を通じて郷土新冠の素晴らしさを積極的に発信してまいります。

「ふるさと・再発見講座」では、子どもから大人まで各年代に合わせた学習や体験講座を展開いたします。

特にポロシリ生活館を拠点としたアイヌ文化の伝承については、アイヌ協会や学校と連携を深めながら内容の充実を図ります。

また、郷土文化研究会やネイチャーズクラブと協働し、歴史、自然に関する調査研究や普及事業を行い、学びを通じてふるさとを大切にする場を広げてまいります。

4点目は、「豊かな感受性と社会性を育む図書プラザ事業の推進」についてであります。

図書プラザは、個人学習を支援することで学習意欲を充足させる機能を有しており、良質なサービス提供により学習意欲を向上させる効果があることから、図書館資料の計画的購入や乳幼児を対象とした「ブックスタート」事業など、ライフステージに応じた各種各種事業を推進してまいります。

また、「第4次新冠町子ども読書推進計画」に基づき、新冠町のすべての子どもたちが、あらゆる機会を通じて本に親しみ、自発的な読書活動が行える環境を整えます。

学校図書及び「読み聞かせの会」等の関係団体とは、継続的な連携を図り、司書の専門性を生かしより充実した活動が進められるよう積極的に支援してまいります。

さらに、夜間開館やアニマル号の運行により、読書環境を整備することで、利便性を重視した施設運営を引き続き努めてまいります。

5点目は、「豊かな人間性と自立を促す青少年教育事業の充実」についてであります。

命の大切さと自発性や自立を促すことを目的とした、自然体験、職業体験事業を実施するとともに、次世代を担うリーダー養成研修としての「少年国内研修交流事業」では、交流先である沖縄の歴史文化への理解を深め、資質向上につながるよう研修内容を工夫してまいります。

また、ボランティア事業を通じて、まちづくりへの意識向上と青年活動への橋渡しを目指します。

町民センターで開設しております「放課後子ども教室」につきましては、放課後を中心とした児童の活動場所として活用されておりますが、新冠小学校と連携を深め、安心安全の居場所づくりを進めるとともに、各種事業を通じて少年教育の充実に努めます。

また、学校運営協議会との連携や、「ふるさと盆おどり」等の青年団体事業への指導助言を行い、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりと地域の活性化を推進します。

6点目は、「協働型参画社会を目指した成人教育の育成」についてであります。

成人は家庭や地域社会の要であり、その学習活動は地域発展と持続可能なまちづくりにもつながることから、生涯学習事業を積極的に展開するとともに、「プラスワンセミナー」

事業を通し、住民のまちづくりに対する参画意識の向上に努めます。

高齢者の学びの場とした「いきいき大学」では、教養を高める学習会や見学会のほか、保健福祉課の介護予防教室との連携した事業を進めるとともに、異世代交流などを通し、「学びあい」「教えあう」場の提供を図ります。

女性のまちづくりへの参画を目的として活動しております「女性コミュニティー会議」が、より主体的にまちづくりに参画できるよう、研修内容の充実を図り、自主活動を促進できるよう支援してまいります。

以上、令和8年度の教育行政執行方針について申し上げます。

教育委員会は、変化の激しい時代だからこそ、未来を担う子どもたちが自分自身の力で真っすぐ前を向き、逞しく歩みを進めることができるよう「生きていく力」を育み、その成長を支えてまいります。

また、町民の皆さんが、ふるさと新冠を愛し「新冠で生まれ育ってよかった」「新冠で暮らしてよかった」と実感できるよう、生涯にわたって豊かな学びと活動を展開してまいります。

町議会議員の皆様、並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

○議長（氏家良美君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時 6分

再会 午前11時20分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

### ◎日程第3 議案第20号

○議長（氏家良美君） 日程第3、議案第20号、令和8年度新冠町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第20号、令和8年度新冠町一般会計予算について提案理由を申し上げます。

令和8年度新冠町一般会計の予算は次に定めるところによるものとします。

第1条は歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億3700万円に定めようとするものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものです。第2条は、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる

事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものです。第3条は、地方債でございまして、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるものです。第4条は、一時借入金でございまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円に定めようとするものです。第5条は、歳出予算の流用でございまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内での、これらの経費の各項の間の流用に定めようとするものです。

次に、債務負担行為について説明いたしますので、6ページをお開きください。第2表、債務負担行為です。福祉医療サーバー機器購入費、期間は令和8年度から令和12年度まで、限度額は709万6千円です。備荒資金を活用し、福祉医療システムを更新するものになりますが、これは国が推進するマイナンバーカードと市町村が発行する医療費受給者証との一体化に向けた対応になります。この更新により、重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、こども医療の各助成制度に係る受給者証をマイナンバーカードに取り組むことが可能となります。次に、スチームコンベクション購入費。期間は令和8年度から令和12年度まで、限度額315万4千円は、備荒資金を活用し、老朽化した学校給食用の機器を更新するもので、詳細は説明資料274ページのとおりです。

次に、地方債を説明いたしますので、7ページを御覧ください。第3表、地方債。過疎地域自立促進特別事業、限度額6390万円は、福祉事業や保健衛生事業などに活用しているもので、充当事業は8ページ第3表付表のとおりです。北星町町有地開発事業、限度額890万円は、北星町町有地の道路整備実施設計業務等に係る過疎債になります。日高中部環境センター基幹改良事業、限度額3億3080万円は、焼却炉等プラント施設の長寿命化事業に係る過疎債です。橋梁長寿命化事業、限度額3920万円は、節婦3号橋ほか5橋の長寿命化事業に係る過疎債及び辺地債になります。林道整備事業、限度額280万円は、普通林道節婦線リンドウ橋補修工事に係る過疎債です。農村整備事業、限度額6520万円は、道営事業により実施する東泊津地区農道整備事業ほか1件に係る辺地債です。小規模治山事業、限度額1500万円は、東泊津「ドブシナイの沢」小規模治山事業に係る緊急自然災害防止対策事業債です。道路整備事業限度額1380万円は、朝日古川佐伯線道路側溝整備工事ほか1件に係る緊急自然災害防止対策事業債です。河川整備事業、限度額5060万円は、比宇川河床洗掘防止対策工事ほか4件に係る緊急自然災害防止対策事業債です。農業水利施設等整備事業、限度額400万円は、美宇地区の明渠排水調査設計業務委託に係る緊急自然災害防止対策事業債です。緊急浚渫推進事業、限度額1870万円は、比宇川河道内整備工事ほか2件に係る緊急浚渫推進事業債です。Jアラート新型受信機等更新事業、限度額1360万円は、防災無線受信機の更新に係る緊急防災減災事業債です。老人等緊急通報システム更新事業、限度額440万円は、緊急通報システム

のセンター機器更新に係るデジタル活用推進事業債です。津波避難施設等整備事業、限度額1950万円は、節婦町地区津波避難タワー建設事業に係る一般公共事業債です。地域住宅整備事業、限度額1370万円は、公営住宅改修整備工事に係る公営住宅建設事業債です。公有林整備事業、限度額510万円は、町有林森林整備事業に係る国の予算等貸付金債です。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりです。また、本年度当初予算における地方債は、合計6億6920万円を限度として借入れを起こすものですが、このうち、地方交付税で8割が措置される辺地債や7割が措置される過疎債などがあり、交付税措置分を除く実質的な一般財源は、2億972万円となります。

次に事項別明細書、歳出より説明いたしますので40ページから41ページをお開き願います。別冊により予算説明資料を配付させていただいておりますので、説明につきましては、簡略化をさせていただき、予算区分の目における前年度比の増減要因となった主な事業について申し上げますのでご了承願います。1款、1項、1目ともに議会費、ページ数は43ページまでになります。本年度予算7234万2千円は、前年度から175万円の減額です。この費目には、議員報酬など議会運営に係る経費及び職員人件費を計上しており、減額となったのは、人事異動等により職員人件費が減になったためでございます。44ページから45ページに移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ページ数は57ページまでになります。本年度予算4億6648万1千円は、前年度から7895万9千円の減額です。この費目には、特別職を含む職員の人件費や庁舎管理、行政情報システム、ふるさと納税返礼品費などを計上しており、減額となった主な事業は、51ページ下段の事業9、OA推進費で前年度より1億1007万5千円の減額となります。56ページから57ページに移ります。2目文書広報費1744万3千円は、前年度から119万8千円の増額です。この費目には、広報誌の発行や町誌発刊事業費などを計上しており、増額となった主な事業は、事業3、続・新冠町史「第2巻」発刊事業で99万円の増額です。3目財産管理費、ページ数は61ページまでになります。本年度予算4894万円は、前年度から873万2千円の増額です。この費目には、町有地開発事業や町有建物の維持管理、公共施設用地借上料などを計上しており、増額となった主な事業は、61ページ中段よりやや下の、事業8、新規事業で北星町町有地開発事業で891万円を計上しております。4目町有林造成管理費、ページ数は63ページまでになります。本年度予算4580万4千円は、前年度から792万5千円の増額です。この費目には、町有林の管理費を計上しております。昨年度まで、造林や下刈りなど森林整備に係る費用を、工事請負費に計上しておりましたが、本年度からは委託料に計上しております。森林整備費の事業量増に伴い、662万6千円の増額となったことが、増額した主な要因となります。62ページから63ページに移ります。5目企画費、ページ数は69ページまでになります。本年度予算7409万6千円は、前年度から1870万5千円の増額です。この費目には、公共交通の確保、AIオンデマンドバスの運行、定住・移住の促進、朝日の森運営費などを計上しており、増額となった主な事業は、事業3、地域生活・活動支援事業

で504万7千円の増額となったほか、65ページ中段より下の事業7は、令和8年度から本格実施となります新冠町A I オンデマンドバス運営事業と、前年度まで実施をしていたコミュニティーバス運営事業及び西新冠地区予約運行方式運営事業との差額で779万3千円の増額、69ページ上段の事業12は新規事業で、新冠町創業支援事業として150万円を計上、同ページの中段、事業15、同じく新規事業で、官学連携まちづくり事業として551万6千円を計上しております。70ページから71ページに移ります。6目公平委員会費2万1千円は、前年度と同額で公平委員に係る報酬等を計上しています。7目交通安全対策費131万円は、前年度から47万円の減額です。この費目には、交通安全対策に係る経費を計上しており、減額となった主な事業は、事業2、交通安全対策費で53万円の減額です。8目諸費、ページ数は73ページまでになります。本年度予算1324万3千円は、前年度から79万9千円の減額です。この費目には、町政事務委託や街路灯補助事業などを計上しており、減額となった主な事業は、73ページの上段の事業3、街路灯補助事業で51万2千円の減額です。9目財政調整基金費1936万9千円は、前年度から1916万1千円の増額です。この費目には、町有財産の売払い収入や基金積立金の利息を計上しており、増額となったのは事業2、財政調整基金費で町有財産の売払い収入を見込んだことによるものです。10目減債基金費73万6千円は、前年度から518万9千円の減額です。この費目には、基金積立金の利息及び立木売払収入を積立てておりましたが、本年度は立木売払収入を積立てせず、事業費に充当したため減額になったものです。11目ふるさとづくり基金費9748万3千円は、前年度から458万4千円の減額です。この費目には、ふるさと納税寄附金や町有牛売払収入、奨学金貸付金元金収入などを計上しており、減額となったのは事業2で、町有牛売払収入に係る積立金が810万円の減額となったことによるものです。74ページから75ページに移ります。12目地域振興基金費600万円は、前年度と同額でピーマン選果施設整備事業貸付金収入を計上しています。76ページから77ページに移ります。2項徴税费、1目税務総務費、ページ数は79ページまでになります。本年度予算7478万5千円は、前年度から412万4千円の増額です。この費目には、職員人件費や一般事務費滞納整理機構負担金などを計上しており、増額となった主な事業は、事業1、税務総務費で394万1千円の増額です。78ページから79ページに移ります。2目賦課徴収費、ページ数は81ページまでになります。本年度予算1646万3千円は、前年度から1011万7千円の増額です。この費目には、収納事務費やシステム運用費などを計上しており、増額となった主な事業は81ページの事業2、賦課徴収費で962万3千円の増額です。82ページから83ページに移ります。3項、1目ともに戸籍住民基本台帳費、ページ数は85ページまでになります。本年度予算3511万8千円は、前年度から193万8千円の増額です。この費目には、職員人件費や戸籍電算化の経費、マイナンバーカード交付事務費などを計上しており、増額となった主な事業は、事業2、戸籍住民基本台帳費で267万3千円の増額です。86ページから87ページに移ります。4項選挙費、1目選挙管理委員会費27万1

千円は、前年度から11万7千円の減額で、この費目には、選挙管理委員会委員の報酬などを計上しております。新冠町長選挙費から、参議院議員通常選挙費までは廃目になります。88ページから89ページに移ります。5項統計調査費、1目指定統計調査費45万円は、前年度から326万3千円の減額です。この費目には、指定統計に係る費用を計上しており、減額となりましたのは、前年度に5年毎に調査が行われる国勢調査があったためです。90ページから91ページに移ります。6項、1目ともに監査委員費111万1千円は、前年度と同額で監査委員の報酬などを計上しております。92ページから93ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ページ数は105ページまでになります。本年度予算5億7151万6千円、前年度から1764万円の増額です。この費目には、職員人件費のほか、重度心身障害者等への医療給付費、障害者自立支援事業など、各種福祉事業を計上しており、増額となった主な事業は事業2、社会福祉総務費で1003万6千円の増額、95ページ下段の事業5、重度心身障がい者医療給付費で369万5千円の増額、99ページ中段の事業14、障がい者自立支援事業で513万4千円の増額などです。104ページから105ページに移ります。2目老人福祉費、ページ数は109ページまでになります。本年度予算2億8267万8千円は、前年度から3510万円の増額です。この費目には、高齢者への福祉事業や日高中部広域連合負担金などを計上しており、増額となった主な事業は、107ページ上段の事業5、老人等緊急通報システム導入事業で492万8千円の増額、109ページ中段、事業12、日高中部広域連合負担事業で976万8千円の増額、その下、事業13、介護サービス特別会計事業勘定繰出金事業で1931万円の増額です。3目後期高齢者医療費、ページ数は111ページまでになります。本年度予算1億1665万2千円は、前年度から779万8千円の増額です。この費目には、後期高齢者の医療制度に基づく費用を計上しており、増額となったのは、18節負担金補助及び交付金で421万3千円の増額111ページ上段の27節繰出金で358万5千円の増額です。4目地域包括支援センター費、ページ数は115ページまでになります。本年度予算4819万6千円は、前年度から230万6千円の増額です。この費目には、地域包括支援センターの運営費や介護予防に係る事業費を計上しており、増額となった主な事業は事業2、地域包括支援センター運営費で183万6千円の増額です。114ページから115ページに移ります。5目老人福祉施設費、ページ数は119ページまでになります。本年度予算4135万9千円は、前年度から264万1千円の増額です。この費目には、老人憩いの家や高齢者共同生活施設あいあい荘の運営費を計上しており、増額となった主な事業は、117ページ下段の事業3、高齢者共同生活施設管理運営費で118万円の増額です。118ページから119ページに移ります。6目社会福祉施設費622万2千円は、前年度から7万3千円の増額で、この費目には各集会施設の維持管理費を計上しております。120ページから121ページに移ります。7目生活館費、ページ数は123ページまでになります。本年度予算1568万円は、前年度から354万4千円の増額です。この費目には生活館の維持管理費を計上しており、

増額となったのは事業1、生活館運営運営事業で288万2千円の計上が主な要因です。122ページから123ページに移ります。8目国民年金費112万4千円は、前年度から108万5千円の増額です。この費目には、国民年金に係る事務費を計上しており、増額となったのは12節委託料で108万5千円の計上によるものです。124ページから125ページに移ります。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1万5千円の追加は、児童福祉に係る旅費を計上しております。2目児童措置費801万4千円は、前年度から856万1千円の減額です。この費目には、妊婦のための支援給付金事業及び児童手当支援費を計上しており、減額となったのは事業2、児童手当支援費で846万円の減額です。3目児童福祉施設費、ページ数は129ページまでになります。本年度予算2278万1千円は、前年度から340万1千円の減額です。この費目には、子ども・子育て事業のほか、児童館や子育て支援センターの運営費を計上しており、減額となった主な事業は127ページ下段の事業3、子ども・子育て事業で137万6千円の減額、事業4、子育て支援センター費で259万9千円の減額です。128ページから129ページに移ります。4目認定こども園費、ページ数は133ページまでになります。本年度予算2億6930万4千円、前年度予算は9款からの科目移動のため、ゼロ計上となっておりますが、前年度は9款、4項、1目に2億5552万2千円を計上しておりましたので、差引きをいたしますと、前年度から1378万2千円の増額となります。この費目には、認定こども園の運営費を計上しており、増額となった主な事業は事業1、認定こども園運営事業で、2節給料から131ページの4節共済費までの職員人件費で1133万2千円の増額、133ページ下段の事業2、認定こども園ICT化推進事業で169万円の増額です。134ページから135ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、ページ数は137ページまでになります。本年度予算7388万5千円は、前年度から419万7千円の増額です。この費目には、職員人件費のほか、保健センター管理費、不妊治療助成費などを計上しており、増額となった主な事業は事業1、保健衛生総務費で701万5千円の増額です。136ページから137ページに移ります。2目予防費、ページ数は141ページまでになります。本年度予算3298万8千円は、前年度から75万8千円の増額です。この費目には、妊娠期・出産時支援のほか各種健診、伝染病予防接種事業費などを計上しており、増額となった主な事業は141ページの事業7、伝染病予防接種で119万9千円の増額です。3目環境衛生費、ページ数は145ページまでになります。本年度予算2014万8千円は、前年度から313万9千円の増額です。この費目には、霊園・霊葬場や共同墓地の管理費のほか、合併処理浄化槽設置整備費などを計上しており、増額となった主な事業は、145ページ下段の事業9、空き家対策推進事業で400万円の増額です。144ページ、4目診療所費1億9976万7千円は、前年度から5604万8千円の増額で、国民健康保険診療所特別会計への繰出金を計上しています。146ページから147ページに移ります。2項清掃費、1目清掃総務費5億2380万8千円は、前年度から8810万6千円の増額です。この費目には、ごみ処理対策費、減量

化対策事業費を計上しており、増額となった主な事業は事業2、ごみ処理対策費で8884万4千円の増額です。148ページから149ページに移ります。3項水道費、1目地区水道費778万円は、前年度から463万7千円の減額です。この費目には、地区水道管理費を計上しており、減額となった主な要因は、14節工事請負費で446万6千円の減額です。2目簡易水道費9864万9千円は、前年度から101万7千円の増額で、この費目には、簡易水道事業会計に対する補助金を計上しております。150ページから。

○議長（氏家良美君） 島田総務課長。一度説明を止めていただいてもよろしいでしょうか。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再会 午後 1時00分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 150ページから151ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、ページ数は153ページまでになります。本年度予算2668万3千円は、前年度から448万2千円の増額です。この費目には、農業委員会の委員報酬など運営に係る経費や職員人件費などを計上しており、増額となった主な事業は事業1、農業委員会費で人件費で390万3千円の増額です。152ページから153ページに移ります。2目農業総務費、ページ数は155ページまでになります。本年度予算4526万9千円は、前年度から439万7千円の減額です。この費目には、職員人件費や農業振興事業、各振興会への補助金などを計上しており、減額となった主な事業は、155ページ中段よりやや上の事業3、農業振興事業補助金で528万2千円の減額になります。3目農業振興費、ページ数は157ページまでになります。本年度予算1億132万8千円は、前年度から2億3891万2千円の減額です。この費目には、職員人件費や道営土地改良事業、農業用施設の維持管理費などを計上しており、減額となった主な事業は、157ページの中段、事業3、道営土地改良事業負担金で、2億4265万8千円の減額となっております。4目畜産業費、ページ数は159ページまでになります。本年度予算1374万2千円は、前年度から931万1千円の増額です。この費目には、畜産、軽種馬振興のための補助金などを計上しており、増額となった主な事業は、159ページの中段、事業5、受精卵移植事業、事業6、軽種馬振興関係経費、事業8、軽種馬市場上場促進事業で、いずれも継続事業であります。前年度は骨格予算で編成したため、当初予算に計上しなかったことが要因でございます。160ページから161ページに移ります。5目牧野管理費、ページ数は167ページまでになります。本年度予算9

521万7千円は、前年度から213万6千円の減額です。この費目には、町有牧野における預託牛及び、町有牛の管理費を計上しており、減額となった主な事業は事業1、預託牛管理費で職員人件費で421万8千円の減額です。168ページから169ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費、ページ数は171ページまでになります。本年度予算693万6千円は、前年度から111万8千円の増額です。この費目には、職員人件費のほか、有害鳥獣の駆除対策経費、民有林振興対策経費を計上しており、増額となった主な事業は事業1、林業振興費で363万6千円の増額、事業2、有害鳥獣駆除対策事業で436万1千円の増額、171ページの中段、事業3、民有林振興対策事業で318万3千円の増額となっております。2目林道費、ページ数は173ページまでになります。本年度予算902万5千円は、前年度から121万5千3千円の減額です。この費目には、林道の維持管理に要する費用を計上しており、減額となった主な事業は、173ページ上段の事業2、林道維持費で122万4千8千円の減額となっております。3目治山費338万3千2千円は、前年度から469万7千円の増額です。この費目には、治山に要する費用を計上しており、増額となった主な事業は事業2小規模治山事業で621万9千円の増額となっております。4目森林公園費、ページ数は175ページまでになります。本年度予算1569万6千円は、前年度から263万7千円の増額です。この費目には、判官館森林公園の管理費を計上しており、増額となった主な事業は、175ページの事業3、新規事業でポロヌプリ整備事業で354万2千円を計上しております。176ページから177ページに移ります。3項水産業費、1目水産業振興費1253万円は、前年度から519万1千円の増額です。この費目には、水産業振興のための経費を計上しており、増額となった主な事業は事業1、水産業振興費で職員人件費で977万2千円の増額です。178ページから179ページに移ります。6款、1項ともに商工費、1目商工業振興費496万1千7千円は、前年度から352万6千4千円の増額です。この費目には、商工業振興のための経費を計上しており、増額となった主な事業は事業3、新規事業で新冠町家計応援プレミアム商品券事業で3458万円の計上です。2目観光費、ページ数は183ページまでになります。本年度予算1億3363万9千円は、前年度から619万5千円の増額です。この費目には、職員人件費や観光施設の維持管理費などを計上しており、増額となった主な事業は、181ページ下段の事業7、新規事業の優駿浪漫街道サラブレッド壁画整備事業で1238万9千円を計上しております。184ページから185ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費751万9千円は、前年度から48万1千円の増額です。この費目には、道路整備関係団体への負担金や道路台帳の管理費用などを計上しており、増額となった主な事業は事業2、町道用地処理事業で50万6千円の増額となっております。2目道路維持費、ページ数は187ページまでになります。本年度予算8010万4千円は、前年度から887万3千円の増額です。この費目には、車両管理経費や町道維持補修費などを計上しており、増額となった主な事業は187ページ上段の事業3、町道維持補修費で307万5千円の増額、下段、事業5、緊急自然災害

防止対策事業で433万4千円の増額となっております。3目道路新設改良費、ページ数は189ページまでになります。本年度予算1億8199万6千円は、前年度から1億783万円の減額です。この費目には、職員人件費や道路の維持管理費を計上しており、減額となった主な事業は、189ページ下段の事業2、道路メンテナンス補助事業で1億2865万9千円の減額となっております。190ページから191ページに移ります。2項河川費、1目河川総務費7820万3千円は、前年度から6472万8千円の増額です。この費目には、河川の維持管理費などを計上しており、増額となった主な事業は、事業5、緊急浚渫推進事業で1870万円を計上、事業6、緊急自然災害防止対策事業で4627万7千円の増額となっております。192ページから193ページに移ります。3項住宅費、1目住宅管理費、ページ数は195ページまでになります。本年度予算2260万2千円は、前年度から763万9千円の増額です。この費目には公営住宅の維持管理費を計上しており、増額となった主な事業は事業2、公営住宅管理費で725万6千円の増額となっております。194ページから195ページに移ります。2目住宅建設費4617万4千円は、前年度から3263万9千円の増額です。この費目には、職員人件費や公営住宅の改修費用などを計上しており、増額となった主な事業は、事業2、公営住宅交付金事業で3177万9千円を計上しております。196ページから197ページに移ります。4項下水道費、1目下水道整備費1億54万7千円は、前年度から1400万4千円の減額で、この費目には、下水道事業会計に対する補助金を計上しております。198ページから199ページに移ります。8款、1項ともに消防費、1日常備消防費2億4581万3千円は、前年度から2758万3千円の増額です。この費目には、日高中部消防組合本部及び支署経費を計上しており、増額となった主な項目は支所経費負担金で、職員の増員に伴う人件費などの増により、前年度から2771万3千円の増額となっております。2目災害対策費、ページ数は201ページまでになります。本年度予算6853万7千円は、前年度から6427万4千円の減額です。この費目には災害対策費のほか、防災無線設備の維持管理費などを計上しており、減額となった主な事業は、201ページの事業5、節婦町地区津波避難タワー建設事業で8266万2千円の減額となっております。202ページから203ページに移ります。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費189万7千円は、前年度と同額で、この費目には教育委員の報酬などを計上しております。2目事務局費、ページ数は209ページまでになります。本年度予算1億2633万3千円は、前年度から181万2千円の増額です。この費目には、職員人件費や学力・体力向上支援事業費や奨学金、外国語指導助手に係る費用などを計上しており、増額となった主な事業は209ページの中段、事業10、高校生通学支援事業で290万6千円の増額となっております。3目住宅費52万7千円は、前年度と同額で、この費目には教員住宅の管理費を計上しております。210ページから211ページに移ります。4目児童生徒輸送費5234万5千円は、前年度から479万7千円の減額です。この費目には、スクールバスの運行経費を計上しており、減額となった主な事業は、事業2、児童生徒輸送費で

330万1千円の減額となっております。212ページから213ページに移ります。2項小学校費、1目学校管理費、ページ数は215ページまでになります。本年度予算6248万1千円は、前年度から370万円の増額です。この費目には、職員人件費や小学校の運営管理費を計上しており、増額となった主な事業は事業2、小学校管理運営費で348万5千円の増額となっております。216ページから217ページに移ります。2目教育振興費209万4千円は、前年度から1400万8千円の減額です。この費目には、小学校の就学援助費などを計上しており、減額となった主な事業は事業1、小学校教育振興経費で1378万3千円の減額となっております。218ページから219ページに移ります。3項中学校費、1目学校管理費、ページ数は223ページまでになります。本年度予算4673万円は、前年度から224万8千円の減額です。この費目には、職員人件費や中学校の運営管理費を計上しており、減額となった主な事業は、223ページ上段の事業3、中学校管理運営費で205万1千円の減額となっております。2目教育振興費284万4千円は、前年度から690万8千円の減額です。この費目は、中学校の就学援助費などを計上しており、減額となった主な事業は事業1、中学校教育振興経費で742万6千円の減額となっております。224ページから225ページに移ります。4項社会教育費、1目社会教育総務費、ページ数は231ページまでになります。本年度予算9613万1千円は、前年度から326万円の減額です。この費目には、社会教育委員の報酬や職員人件費、社会教育団体への補助金、音楽体験、交流事業などを計上しており、減額となった主な事業は事業2、社会教育総務で431万6千円の減額となっております。230ページから231ページに移ります。2目レ・コード館事業推進費、ページ数は235ページまでになります。本年度予算8667万9千円は、前年度から94万2千円の増額です。この費目には、レ・コード館の運営や維持管理、職員人件費などを計上しており、増額となった主な事業は事業1、レ・コード館運営事業で234万9千円の増額となっております。234ページから235ページに移ります。3目図書費、ページ数は239ページまでになります。本年度予算1315万4千円は、前年度から22万6千円の増額です。この費目には、図書室の運営費や職員人件費などを計上しており、増額となった主な事業は事業1、図書室事務費で48万4千円の増額となっております。238ページから239ページに移ります。4目青少年育成費、ページ数は243ページまでになります。本年度予算1617万1千円は、前年度から361万7千円の増額です。この費目には、青少年の育成に関する事業費や団体補助金、職員人件費などを計上しており、増額となった主な事業は、241ページの中段、事業6、新冠町青少年国内研修交流事業386万2千円で、前年度は骨格予算のため当初予算に計上しなかったためでございます。242ページから243ページに移ります。5目郷土資料館費、ページ数は245ページまでになります。本年度予算230万4千円は、前年度から65万円の増額です。この費目には、郷土資料館の運営費や教育普及活動費などを計上しており、増額となった主な事業は、245ページの中段、事業5、ふるさと歴史伝承活性化事業で35万6千円の増額、事業6、郷

土資料館整備事業で24万3千円の増額となっております。6目町民センター費、ページ数は247ページまでになります。本年度予算696万円は、前年度から814万2000円の減額です。この費目には、町民センターの管理運営費を計上しており、減額となった事業は247ページ中段の事業2、町民センター管理費で827万3千円の減額となっております。青年の家費は廃目となっております。248ページから249ページに移ります。5項保健体育費、1目保健体育総務費ページ数は251ページまでになります。本年度予算3612万円は、前年度から233万2千円の減額です。この費目には、職員人件費や町民スポーツ教室、社会体育団体への補助金などを計上しており、減額となった主な事業は事業1、保健体育総務費で人件費等で219万3千円の減額となっております。250ページから251ページに移ります。2目体育施設費、ページ数は257ページまでになります。本年度予算1785万7千円は、前年度から315万3千円の増額です。この費目には、スポーツセンターや町民グラウンド、体育施設の管理運営に関する経費を計上しており、増額となった主な事業は255ページ、下段の事業9、判官館体育館運営費で349万9千円を計上しております。258ページから259ページに移ります。6項、1目ともに、学校給食費6490万6千円は、前年度から24万8千円の減額です。この費目には、給食提供に係る経費を計上しており、減額となったのは10節需用費の給食材料費で78万6千円の減額です。260ページから261ページに移ります。認定こども園費は廃項し、3款、2項に科目を移動しております。262ページから263ページに移ります。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費5千円は、前年度同額で、北海道防災協会負担金を計上しております。264ページから265ページに移ります。11款、1項ともに公債費、1目元金6億2608万円は、前年度から3354万4千円の減額で、長期債償還に係る元金を計上しております。2目利子3078万3千円は、前年度から1591万5千円の増額で、長期債償還利子及び一時借入金利子を計上しております。266ページから267ページに移ります。12款、1項、1目ともに予備費300万円は、前年度同額で予備費を計上しております。

次に、歳入に移りますので、12ページから13ページをお開きください。説明は、町税等の主だったものにつきましては算定方法を述べ、それ以外につきましては、基本的に歳出予算に伴う計上となりますことから、予算額のみ読み上げますので、内容は説明欄で、ご確認頂きますようお願いいたします。1款町税、1項町民税、1目個人2億7260万4千円は、令和7年度の課税実績及び変動見込み率を用いて算出しております。2目法人5448万5千円は、令和7年度の課税実績及び平均伸び率を用いて算出しております。2項、1目ともに固定資産税3億2878万7千円、土地及び家屋は、評価額の据置き年度のため地目の変更や家屋の増減を精査し、償却資産は過去5年平均取得額と残存率を用いて、大規模償却資産は対前年平均率等を用いて算出しております。2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金815万2千円は、関係機関からの通知に基づき計上しております。3項、1目ともに軽自動車税1860万9千円は、令和7年12月現在の登録台

数から算出しました。2目環境性能割27万3千円、環境性能割は、令和7年度末をもって廃止されますが、廃止前の2月、3月の新規車台登録6分を見込み計上しております。4項、1目ともに市町村たばこ税3190万1千円は、令和7年度のたばこ本数の実績見込みから算出しました。5項、1目ともに入湯税1329万2千円は、令和7年度の入浴者数実績見込みにより算出しました。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、14ページから15ページに移りまして、1目地方揮発油譲与税1500万円は、地方財政計画、以後、地財計画と申しますが、地財計画等により令和7年度決算見込額の79.2%で算定しております。2項、1目ともに自動車重量譲与税5900万円は、地財計画等により令和7年度決算見込額と同額を計上しました。3項、1目ともに森林環境譲与税700万円は、日高振興局からの通知に基づき算定しました。3款、1項、1目ともに利子割交付金70万円は地財計画等により、令和7年度決算見込額と同額を計上しました。4款、1項、1目ともに配当割交付金300万円は、令和7年度決算見込額に過去の実績から93.8%で算定をしました。5款、1項、1目ともに株式等譲渡所得割交付金490万円は、地財計画等により令和7年度決算見込額と同額を計上しました。6款、1項、1目ともに法人事業税交付金1190万円は、地財計画等により令和7年度決算見込額と同額を計上しました。7款、1項、1目ともに地方消費税交付金1億5000万円は、地財計画等により令和7年度決算見込額見込額の97.1%で算定しました。8款、1項、1目ともに環境性能割交付金900万円は、過去の実績を踏まえ、令和7年度決算見込額と同額を計上しました。9款、1項ともに地方特例交付金、16ページから17ページに移り、1目地方特例交付金180万円は、過去の実績を踏まえ、令和7年度決算見込額と同額を計上しました。10款、1項、1目ともに地方交付税29億9000万円、普通交付税、特別交付税ともに地財計画や過去の実績を踏まえ、令和7年度決算見込額から算定しました。11款、1項、1目ともに交通安全対策特別交付金60万円は、地財計画等により令和7年度決算見込額と同額を計上しました。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費、負担金84万9千円。2目教育費負担金1万1千円。13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料85万4千円。2目民生使用料173万3千円。3目衛生使用料137万6千円。4目農林水産業使用料932万8千円。18ページから19ページに移ります。5目商工使用料131万2千円。6目土木使用料7087万3千円。7目教育使用料266万1千円。2項手数料、1目総務手数料269万2千円。2目民生手数料476万5千円。3目衛生手数料1731万円。20ページから21ページに移ります。4目農林水産業手数料1万円。5目土木手数料1千円。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2億1895万8千円。2目衛生費国庫負担金14万6千円。2項国庫補助金、1目総務費、国庫補助金3978万4千円。2目民生費、国庫補助金2477万2千円。22ページから23ページに移ります。3目衛生費、国庫補助金237万7千円。4目土木費、国庫補助金8801万8千円。5目消防費、国庫補助金715万3千円。6目教育費、国庫補助金29万1千円。3項国庫委託金、1目総務費、国庫委託金2

5万2千円。2目民生費、国庫委託金203万8千円。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費、道負担金1億2254万1000円。24ページから25ページに移ります。2項道補助金、1目総務費、道補助金3340万1千円。2目民生費、道補助金4975万5千円。3目衛生費、道補助金86万4千円。4目農林水産業費、道補助金4281万3千円。26ページから27ページに移ります。5目消防費、道補助金150万8千円。6目教育費、道補助金669万1千円。3項道委託金、1目総務費、道委託金811万6千円。2目民生費、道委託金15万5千円。3目衛生費、道委託金14万1千円。4目農林水産業費、道委託金211万9千円。28ページから29ページに移ります。5目商工費、道委託金1千円。6目土木費、道委託金120万1千円。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1755万4千円。1節土地建物貸付収入1089万7千円は、町有地86件分の貸付けのほか、職員住宅等の貸付け収入を計上。2節特許権等貸付け収入は科目存置。3節物品貸付収入は、NTT東日本に貸付けている光伝送路設備に係る貸付け料を計上しております。2目利子及び配当金524万6千円の1節利子及び配当金のうち、1、北海道ソーダ株式配当金1万2千円は7年度決算見込額を計上。2から5は、各基金の積立金利子を現行利率により算定しております。2項財産売払収入、1目物品売払収入4248万2千円の1節物品売払収入のうち、1、町有牛売払収入2786万円は肥育牛26頭、廃用2頭の出荷に係るもの。2、立木売払収入1338万9千円は、町有林の皆伐間伐に係るもの。3、町有牛優良受精卵売払収入70万5千円は、凍結受精卵45個の販売に係るもの。4、準用河川比宇川土砂売払収入52万8千円は、河川内の堆積土砂3000立方メートルの販売に係るものをそれぞれ計上しております。30ページから31ページに移ります。2目不動産売払収入1767万1千円は、国道235号線東町交差点改良工事に伴う土地売払収入です。17款、1項ともに寄附金、1目一般寄附金1千円は科目存置です。2目指定寄附金1億1千円の1節指定寄附金のうち、1、ふるさとづくり事業指定寄附金は、ふるさと納税分として1億円を計上したものです。2はふるさと納税以外の寄附金で科目存置になります。18款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさとづくり基金繰入金1億7326万2千円は、ふるさとづくり基金設置条例に基づき、地場産業の振興や社会教育の充実など、ふるさとづくりに資する各事業に充当すべく繰り入れるものです。2目減債基金繰入金596万3千円は、減債基金設置条例に基づき、町債の償還財源に充当すべく繰り入れるものです。3目財政調整基金繰入金1億5672万6千円は、財政調整基金条例に基づき、財源不足に充当すべく繰り入れるものです。4目企業版ふるさと納税基金繰入金300万円は、企業版ふるさと納税基金条例に基づく事業に充当すべく繰り入れるものです。19款、1項、1目ともに繰越金3000万円は、前年度からの繰越金です。20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金1千円及び2目加算金1千円は科目存置です。2項、1目共に預金利子75万円は、現行利率により算定しました。3項貸付金元利収入、1目アイヌ住宅改良等資金貸付け金元利収入330万2千円は、滞納分について前年同額で計上しております。32ページから33ページに

移ります。2目北海道労働金庫貸付金元金収入300万円。3目農業振興資金貸付け金収入600万円。4目奨学金貸付金元金収入1161万8千円。4項雑入、1目滞納処分費1000円、2目弁償費1千円及び3目違約金及び延納利息1千円は科目存置です。4目宝くじ交付金収入872万円は、宝くじの収益金から市町村に交付されるもので、このうち242万円は、毎年度の市町村に交付される分。630万円は、特別養護老人ホーム恵寿荘で予定している車両購入費に対するものです。5目雑入6619万2千円のうち、33ページの7、派遣費用精算金928万4千円は新規の計上でございまして、輪番制により本年度から2年間、当町から日高管内地方税滞納整理機構へ職員1名を派遣いたしますが、当該派遣に係る職員人件費相当額が機構から交付されるものです。34ページから35ページに移ります。5項、1目ともに受託事業収入6843万4千円。36ページから37ページに移ります。21款、1項ともに町債6億6920万円。1目総務債から38ページの6目消防債までの各目は、7ページ、第3表、地方債で説明したとおりですので、省略をさせていただきます。

以上、議案第20号、令和8年度新冠町一般会計予算の提案内容を説明いたしました。御審議を賜り、原案のとおり御決定頂きますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第4 議案第21号 ～ 日程第5 議案第22号

○議長（氏家良美君） 日程第4、議案第21号、令和8年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算、日程第5、議案第22号、令和8年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算、以上、2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） 議案第21号、令和8年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算について提案理由を申し上げます。

令和8年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定の予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7422万4千円と定めるものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとします。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものです。歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。第1号、保険給付費の各項に計上計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とします。

それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、291ページから292ページをお開きください。歳出の説明につきましては、予算区分の目における前年度比の増減

理由を中心に行いますので、御了承願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費439万1千円、前年度比219万4千円の増。国保会計における事務費を計上しております。増額となった主な理由は、12節委託料で、当該経費は発注する業務内容によって年度間の予算額が増減しますが、本年度は、子ども・子育て支援制度の創設に伴うシステム改修及びガバメントクラウドへの移行に伴い、これまで町総合行政システムの一部として総務課で予算計上しておりました国保標準システム年次処理業務委託料を、国保会計で予算計上することとなったものです。2目連合会負担金421万3千円、前年度比244万9千円の減。国保連合会への負担金を計上しており、減額となった主な理由は、昨年度計上していた国保事務処理の標準システム化に伴うガバメントクラウドへの移行経費が不要となったため、国保連合会からの通知額により計上しております。293ページから294ページに移ります。2項、1目ともに運営協議会費12万3千円、前年同額です。国保運営協議会に係る事務費を計上しております。295ページから296ページに移ります。2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費3億3549万円、前年度比2944万1000円の減。医科、歯科、調剤等の療養給付費に係る保険者負担金を計上しており、本年度予算額は、過去5年間の療養給付費の実績額をもとに算出しました。被保険者数を1194人、1人当たり保険者負担額を28万979円で見込んでおります。2目療養費261万2千円、前年度比24万円の減。柔道整復施術料は補装具の給付など療養費に係る保険者負担額を計上しており、本年度予算額は過去5年間の療養費実績額をもとに算出いたしました。3目審査支払手数料92万9千円、前年度比3万6千円の減。審査支払手数料及びレセプト電算処理システム手数料ともに過去5年間の実績額をもとに計上しております。297ページから298ページに移ります。2項、1目ともに高額療養費5500万4千円、前年度比548万8千円の減。高額療養費に係る保険者負担額を計上しており、本年度予算額は、過去5年間の高額療養費実績額をもとに算出しました。2目高額介護合算療養費10万円、前年同額です。医療保険と介護保険の自己負担合算額が限度額を超えた場合に支給されるものになります。299ページから300、300ページに移ります。3項、1目ともに移送費1千円は科目存置です。301ページから302ページに移ります。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金150万円は前年同額です。出産育児一時金は1件当たり50万円で、3件分を計上しております。2目支払手数料1千円は、前年同額です。出産育児一時金に係る支払い手数料を計上しております。303ページから304ページに移ります。5項葬祭諸費、1目葬祭費30万円は、前年同額です。葬祭費は1件当たり3万円で、過去5年間の実績をもとに10件分を計上しております。305ページから306ページに移ります。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療費納付金分、1目一般被保険者医療給付費分1億6456万5千円、前年度比722万2千円の減。医療給付費分として北海道に納める負担金でございまして、北海道からの通知に基づき計上しております。減額となった主な理由は、道全体の保険給付費が減額となったためであります。307ページから308ページに移ります。2項後期高齢者支援金

等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分4841万8千円、前年度比255万6千円の減。後期高齢者支援金等分として北海道に納める金額でございます、北海道からの通知に基づき計上しております。減額となった要因は、先ほど申し上げた医療費給付費分と同様の理由でございます。309ページから310ページに移ります。3項、1目ともに介護納付金分1810万2千円、前年度比71万4千円の減。介護納付金分として北海道に納める負担金でございます、北海道からの通知に基づき計上いたしました。減額となった要因は、先ほど申し上げました医療費給付費分と同様の理由でございます。311ページから312ページに移ります。4項、1目ともに子ども・子育て支援分517万9千円は、本年度から子ども・子育て支援制度が創設されることに伴いまして、子ども・子育て支援分として新設し、北海道に納める負担金でございます、北海道からの通知に基づき計上いたしました。313ページから314ページに移ります。4款保健事業費、1項、1目ともに特定健康診査等事業費254万6千円、前年度比6万1千円の減。特定健康診査に係る事業費として、40歳以上75歳未満の被保険者827人のうち、受診率を35%で見込み、279人分の受診に係る経費を計上しております。315ページから316ページに移ります。2項保健事業費、1目保健衛生普及費614万4千円、前年度比20万4千円の減。本科目には、医療費の適正化に向けた事業費を計上しており、減額となった主な項目は、18節負担金補助及び交付金のうち、国民健康保険被保険者分費用負担金で、国保会計に交付される国保被保険者に係る予防接種費用を一般会計に繰り出すもので、対象経費の減により25万円の減となっております。317ページから318ページに移ります。5款、1項ともに公債費、1目利子1千円は科目存置です。319ページから320ページに移ります。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金160万円、前年度比40万円の減。国保税の更正決定に伴う還付金で、過去5年間の実績額をもとに計上いたしました。2目償還金2千円は前年同額で、国庫及び道負担金・補助金の精算返納に係る科目存置です。321ページから322ページに移ります。2項、1目ともに、延滞金1千円は科目存置です。323ページから324ページに移ります。3項診療報酬支払基金委託金、1目利子1千円は科目存置です。325ページから326ページに移ります。4項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金1億2200万1千円、前年同額の計上です。北海道から国保診療所へ交付される特別調整交付金を国保会計から繰り出すもので、詳細は国保診療所特別会計で説明いたします。327ページから328ページに移ります。7款、1項、1目ともに予備費100万円、前年同額の計上です。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、285ページから286ページをお開きください。1款、1項共に国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1億9828万6千円、前年度比288万4千円の減。それぞれ節ごとに、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の現年課税分、及び滞納繰越分を計上しております。現年課税分のうち、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金

分の算定に当たりましては、本定例会に上程し議決をいただきました、令和8年4月1日適用の国保税率を用いて算出した調定見込額の98%を計上いたしました。また、4節の子ども・子育て支援納付金分は、令和8年度より、子ども家庭庁が子ども・子育て支援制度を創設することに伴い新設されたものでありますが、道内で所得割、均等割、平等割が統一される取扱いとなったことから、国保連合会で算出した額に収納率98%を乗じた額を予算計上しております。また、滞納繰越分につきましては、滞納繰越し調定見込額に収納率13.5%を乗じた額を計上いたしました。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料5万円は、前年同額の計上です。287ページから288ページに移ります。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金174万6千円は、歳出に計上した子ども・子育て支援制度の創設に伴うシステム改修業務に係る財源で、全額が補助対象となる見込みです。4款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金5億3361万1千円、1節保険給付費等普通交付金3億9569万6千円は、歳出予算に計上の保険者が負担する保険給付費に対しての交付金になります。2節保険給付費等特別交付金1億3791万5千円のうち、1、保険者努力支援分731万円は特定健診受診率向上対策に対する交付金等、2、特別調整交付金1億2283万6千円は国保診療所に対する交付金等、3、都道府県2号分繰入金675万1千円は北海道の算定に基づく計上です。4、特定健康診査等負担金101万8千円は特定健診に対する交付金です。5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1千円は科目存置です。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金3795万円、1節保険基盤安定繰入金3771万円は、保険税軽減分に係る繰入れで、令和7年度決算見込額により計上。2節未就学児均等割保険料繰入金19万5千円は、未就学児の均等割軽減分に対する繰入れで令和7年度決算見込額により計上。3節産前産後保険料繰入金4万4千円は、産前産後期間の保険税減額に対する繰入れで、令和7年度決算見込額により計上。289ページから290ページに移ります。4節その他一般会計繰入金1千円は科目存置です。2項、1目ともに基金繰入金123万8千円は、令和7年度からの税率改正に伴う激変緩和措置として実施する就学時から18歳以下までの子どもに係る均等割5割軽減額の財源を基金から繰り入れるものです。7款、1項、1目ともに繰越金100万円は前年同額で、令和7年度決算見込額により計上。8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金10万円は前年同額で計上しました。2項雑入、1目滞納処分費1千円は科目存置。2目一般被保険者第三者納付金24万円は前年同額で計上。3目一般被保険者返納金1千円は科目存置です。

以上が、議案第21号、令和8年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算の提案理由でございます。御審議を賜り、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第22号の提案理由を申し上げますので、329ページをお開きください。

議案第22号、令和8年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和8年度新冠町後期高齢者医療特別会計の予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1956万4千円と定めるものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとします。一時借入金、第2条、地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、337ページから338ページをお開きください。歳出の説明につきましては、予算区分の目における前年度比の増減理由を中心に行いますのでご了承願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費71万5千円、前年度比4万1千円の増。本会計の事務費を計上しております。増額となった主な経費は、10節需用費のうち印刷製本費で、昨年度は在庫があり、購入を要しなかった納付書の購入に係る経費が増加したことにより、339ページから340ページに移ります。2款、1項、1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金1億1864万9千円、前年度比1952万8千円の増。後期高齢者広域連合への納付金を計上しており事務費負担金は、広域連合へ負担する事務費分で22万5千円の減。保険料負担金は歳入に計上しております被保険者が負担する後期高齢者医療保険料を広域連合へ納付するもので、1598万4千円の増。これは、被保険者数の増が主な要因と考えられます。保険基盤安定分負担金は、保険料の軽減分に係る負担金で、84万9千円の増で、いずれも広域連合からの通知により計上しております。341ページから342ページに移ります。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金10万円、前年同額で計上しております。343ページから344ページに移ります。4款、1項、1目ともに予備費10万円、前年同額で計上しております。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、335ページから336ページをお開きください。1款、1項共に後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料5295万6千円、及び2目普通徴収保険料3530万5千円は、いずれも被保険者から徴収させていただく保険料で、広域連合が試算し、当町へ通知のあった保険料見込額8826万円の6割を、特別徴収分4割を普通徴収分に振り分けし計上したものです。なお、滞納繰越分は科目存置になります。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料1千円は科目存置です。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金503万2千円は広域連合に納付する事務費負担分に係る繰入れ、2目保険基盤安定繰入金2616万7千円は、歳出に計上した保険料の軽減分に係る繰入れで、いずれも広域連合からの通知等により計上しております。4款、1項、1目ともに繰越金1千円は、前年同額で計上。5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金1千円は科目存置、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金10万円は前年同額。3項、1目ともに雑入1千円は科目存置です。

以上が、議案第22号、令和8年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由でござ

ございます。ご審議を賜り、原案のとおり御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時50分

再会 午後 1時00分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第23号

○議長（氏家良美君） 日程第6、議案第23号、令和8年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 議案第23号、令和8年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出、予算第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2865万7千円と定めようとするものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものです。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借入れの最高額は、500万円と定めようとするものです。

事項別明細書の歳出から説明申し上げますので、355ページから356ページをお開きください。1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費2億8102万4千円は、施設入所及び施設全体に係る経費で、前年度比1398万3千円の増。主な増額は人件費744万8千円、需用費368万5千円となっております。以下、説明欄に記載の節ごとに主なものを説明申し上げます。1節報酬から4節共済費までは正職員21名、会計年度任用職員7名に係る人件費、10節需用費4694万9千円の内訳は、357ページから358ページを御覧ください。施設の運営管理費及び入所者に係る経費となっており、物価高騰により紙おむつや洗濯洗剤、給食の賄い材料費が上昇しております。11節役務費179万3千円のうち、手数料117万6千円は、厨房排水管清掃、一般浴槽循環回路高圧洗浄に係る手数料となっております。これまで年1回実施しておりました施設内のカーテンクリーニングは、業務用洗濯機を使用し、職員が行うことにより、前年度比47万円の減となっております。続いて12節委託料2709万1千円は、施設運営管理委託として4件、事務事業委託として5件、保守点検委託として6件、計15件の業務委

託に係る経費で、給食業務委託料は、診療所、恵寿荘、デイサービスで一括調理を行っております。夜間警備業務については、診療所と共同で委託しておりますが、特養施設の基準の緩和により、警備員の配置義務がなくなったため、4月末の契約期間満了で終了し、夜勤職員が巡回施錠を実施することといたします。詳細は別冊委託料一覧をご参照ください。13節使用料及び賃借料320万5千円は、入所者の寝具借上料のほか、介護保険システムのソフト使用料を計上しております。今年度より、寝具借り上げ料が値上がりしており、年間で24万8千円の増となっております。次に、359ページから360ページをお開きください。18節負担金補助及び交付金941万3千円は、主に職員退職手当組合の負担金を計上しております。26節公課費4万6千円は、消費税の納付予定額で、主に雑入で受けている入所者の日常生活費負担金、デイサービスセンターの光熱費が対象となります。続いて事業2介護サービス事業運営費の187万3千円は、臨時的経費を計上しております。10節需用費46万9千円、11節役務費9万8千円、26節公課費12万6千円は、主に公用車2台の車検整備費用です。17節備品購入費118万円は、介護用品や施設管理用備品に係るもので、そのうち夏の熱中症対策としてエアコンを脱衣室等に追加で設置する計画で、詳細は予算説明資料296ページを御参照ください。また、令和5年度に備荒資金を活用して購入した業務用洗濯機1台分の償還を計上しております。次に、2目短期入所者生活介護事業費2974万円、短期入所の運営管理に係る経費で、施設入所と併設のため、便宜上正職員1名、会計年度任用職員3名分の人件費と施設管理費用を計上しております。前年度比137万5千円の増です。次に、361ページから362ページをお開きください。3目通所介護事業費1253万4千円、デイサービスセンターの運営に係る経費で、主に指定管理料を計上、前年度比336万9千円の増。12節委託料600万円は、デイサービスセンターの指定管理料で、過去3年間の実績と物価上昇分を見込み計上しております。前年比316万5千円の減額となっております。続いて、363ページから364ページをお開きください。事業2、介護サービス事業運営費、デイサービスに係る臨時的経費を計上しております。1節報酬及び8節旅費は、新冠ほくと園との指定管理契約が令和8年度末で満了となるため、指定管理者選定委員会の開催に係るものです。11節役務費、17節備品購入費、26節公課費はデイサービスの送迎用車両の購入費用で、現在使用している2台のうち車イス対応の車両が平成23年購入で走行距離が32万キロを超えたため、新規車両に更新するもので詳細は予算説明資料297ページをご参照ください。続いて、365ページ、366ページをお開きください。2款公債費、1項公債費、1目元金513万9千円及び2目利子12万円は、恵寿荘に係る長期債償還元金及び利子でございます。続いて、367ページから368ページをお開きください。3款予備費、1項予備費、1目予備費といたしまして、前年同額の10万円を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、351ページから352ページをお開きください。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目介護施設介護サービス費

収入1億3571万7千円は、恵寿荘入所者に係る法定費用の介護報酬、保険給付7割から9割分です。定員50人、稼働率95%で計上しております。入所者の平均介護度が下がっているため前年より減少しております。次に、2目居宅介護サービス費収入1585万6千円は、短期入所利用者に係る法定費用の介護報酬、保険給付7割から9割分の収入で、稼働率につきましては、要介護要支援を併せ前年同様60%を見込んでおります。2項自己負担金収入、1目自己負担金収入4172万9千円は、特養、ショートステイ及び障害者短期入所の入所者利用者に係る介護報酬、予防給付の自己負担1割から3割分の収入と食費、居住費の自己負担分となっております。3項特定介護サービス費収入、1目施設特定介護サービス費収入2028万6千円は、特養入所者の食費、居住費で、収入階層ごとの個人負担限度額と国の基準費用額との差額が補足給付されるものです。2目居宅特定介護サービス費収入147万8千円は、短期特定入所者介護サービス費収入で、ショートステイ利用者の食費・居住費に対し、特養同様、差額が補填されるものです。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金1億859万4千円は、収支の不足する分を一般会計から繰入れするものです。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金といたしまして、150万円を計上しております。次に、同ページ下段から353ページ354ページにかけてご説明いたします。4款諸収入、1項雑入、1目雑入349万7千円は、主なものといたしまして、施設入所者日常生活費、入所者貴重品管理費、デイサービスセンター光熱水費などの収入となっております。

以上、議案第23号、令和8年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第7、議案第24号

○議長（氏家良美君） 日程第7、議案第24号、令和8年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） 議案第24号、令和8年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

令和8年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計の予算を、次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7752万3千円に定めようとするものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとします。第2条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1000万円と定めるものであります。

それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、385ページをお開きください。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費7391万9千円。386ページをご覧ください。説明欄の項目により、主な予算内容についてのみ、ご説明させていただきます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、いずれも事務職員に係る人件費。10節需用費2338万5千円、消耗品費及び修繕料の予算を増額し、需用費全体で前年度対比で170万円増加しております。388ページに移ります。12節委託料1628万3千円、施設警備委託料など、昨年度と同じ内容で全17業務委託料であります。前年度当初予算対比で、全体的に委託料が増加しております。人件費増加や物件費高騰などの理由により委託料の増加につながっております。各委託料の予算対比については、別冊委託料一覧表をご参照願います。13節使用料及び賃借料382万5千円、土地借上料や機器使用料、清掃資材借上料などの予算となります。390ページに移ります。17節備品購入費70万円、18節負担金補助及び交付金176万2千円、26節公課費141万5千円については、前年同様な予算となっております。以上が総務費の支出予算の説明となります。次に、医業費の支出予算の説明をいたしますので、391ページをお開きください。2款、1項、1目ともに医業費3億9719万4千円、392ページをご覧ください。1節報酬3200万円、出張応援医師や医療技術者の個人に対する報酬予算科目であります。連携医療機関の一部撤退に伴い、週末金曜日から日曜日までの休日対応等について、個人医師に依頼することが多くなり報酬予算を増額しています。2節給料、3節職員手当等、4節共済費については、事務職員以外の医師や医療技術者等の職員に係る人件費、394ページに移ります。10節需用費2150万円、医薬材料費は、入院患者さんや休日夜間の救急患者さん用の医薬品全般、ワクチン類、血液、酸素、プラスチック手袋、マスクなど幅広く支出する予算、12節委託料4477万3千円、医事業務委託料など、昨年度と同じ内容で22業務委託料であります。前年度当初予算対比で全体的に委託料が増加しております。人件費増加や物価高騰などの理由により、委託料の増加に繋がっています。各委託料の予算については、別冊委託料一覧表をご参照願います。13節使用料及び賃借料48万円、前年度より減額予算を見込みます。18節負担金補助及び交付金3515万3千円、連携医療機関の一部撤退に伴い、対前年度対比で医師出向負担金の予算を減額しており、先ほど説明した報酬予算に減額相当予算を移しております。395ページ及び396ページに移ります。2目施設費、10節需用費50万円は、修繕料として前年度と同額予算を見込みます。397ページ398ページに移ります。3款、1項ともに公債費、1目償還金元金、2目償還金利子、22節償還金利子及び割引料の予算計上については、過去に借入れた過疎債のうち、償還残高が残っている町債元金及び利子償還金の返済予算。

次に、歳入の説明をいたしますので、384ページをお開きください。款項目の説明を省略し、上から主な節の内容を説明いたします。健診等収入1873万円、会社や個人の健康診断収入は、前年度と同額程度の収入予算を見込み、インフルやコロナワクチン接種料金については減額予算収入としています。入院診療収入6405万7千円、入院患者数

及び収益については、前年度同額の予算を見込みます。外来診療収入6826万3千円、令和7年度の外来患者数や収益等を総合的に考慮しまして、前年度より1885万円減額の予算を見込みます。使用料13万5千円、入院患者さんから頂く病衣使用料の収入、手数料50万円、診断書や種証明書発行の収入、委託料収入300万円、恵寿荘入所者の定期回診等健康状態確認のための医師派遣収入、一般会計繰入金1億9976万7千円、診療所事業運営にかかる収入、支出の収支不足分を一般会計から繰入れするものであります。国保会計繰入金1億2200万1千円、国保会計を經由して国保特別調整交付金を収入する予算であります。繰越金50万円、繰越金予算を50万円といたします。雑入57万円、自動販売機の設置料収入などであります。道補助金は予算計上しておりません。廃款です。昨年度までは人件費を対象とする、電源立地地域対策交付金収入を診療所特別会計予算において、予算計上しておりましたが、診療所閉所方針決定に伴い職員体制が今後不安定となることから、子ども園人件費予算に早めに変更を図るものです。

以上が、議案第24号の提案理由でございます。ご審議を賜り、原案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第8、議案第25号 ～ 日程第9、議案第26号

○議長（氏家良美君） 日程第8、議案第25号、令和8年度新冠町簡易水道事業会計予算、日程第9、議案第26号、令和8年度新冠町下水道事業会計予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺西建設水道課参事。

○建設水道課参事（寺西訓君） 議案第25号、令和8年度新冠町簡易水道事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

409ページをお開きください。第1条総則、令和8年度新冠町簡易水道事業会計の予算は次に定めるところによるものです。第2条、業務の予定量、業務の予定量は次の通りのものです。令和7年度の実績量をもとに、令和8年度の業務の予定量を定めております。

1、給水戸数2132戸、2、年間送水給水量60万1341立方メートル、3、1日平均給水量1648立方メートル、4、主な建設改良事業、水道施設維持工事1386万円を予定しております。第3条、収益的収入及び支出収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものです。収入、第1款簡易水道事業主収益総額2億9626万2千円を計上、内訳は、第1項営業収益1億4016万8千円、2項営業外収益1億5609万4千円を計上。支出、第1款簡易水道事業費用総額2億7070万3千円を計上、内訳は第1項営業費用2億5190万円、第2項営業外費用1870万3千円、第3項予備費10万円を計上。第4条、資本的収入及び支出。資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定め

るものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5945万2千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額217万5千円、当年度損益勘定留保資金3389万3千円、繰越未処分利益剰余金1107万1千円及び当年度未処分利益剰余金1231万3千円で補填することとしています。410ページへ移ります。収入、第1款資本的収入総額4202万6千円を計上しております。内訳は、第1項企業債530万、第2項他会計補助金3672万6千円。支出、第1款資本的支出総額1億147万8千円を計上しております。内訳は、第1項建設改良費1921万7千円、第2項企業債元金償還金7345万3千円、第3項固定資産購入費880万8千円を計上しております。第5条、企業債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定めようとするものです。簡易水道施設整備事業、限度額530万円は、北星町町有地開発事業水道実施設計業務委託に関わるもの。なお、起債の方法、利率償還方法につきましては記載のとおりでございます。第6条、一時借入金、一時借入金の限度額を1億と定めようとするものです。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用、予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおり定めるものです。1、収益的支出における各項間の流用、2、資本的支出における各項間の流用を定めるものでございます。411ページに移ります。第8条、他会計からの補助金、簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計補助を受ける金額は9864万9千円と定めるものです。第9条、利益剰余金の処分、繰越未処分利益剰余金のうち1107万1千円及び、当年度未処分利益剰余金のうち1231万3千円は次のとおり処分するものと定めるものです。1、第4条、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填として、2338万4千円と定めるものです。

次に予算明細書、第3条、収益的収入及び支出の収益的支出から説明しますので、424ページをお開きください。なお、別冊により、委託料一覧・工事請負費一覧を配付させていただきますので、説明につきましては予算区分の目における前年度対比の増減が大きいものの理由を中心に行いますのでご了承願います。第3条、収益的支出、第1款簡易水道事業費用、第1項営業費用、1目原水及び浄水費5013万4千円、前年度対比234万円の増。水源及び浄水設備に関わる維持等に要する費用を計上しております。主な増額は通信運搬費における専用回線使用料の値上げに伴う増。委託料における水質検査業務委託料、法改正による検査項目追加に伴う増。動力費における電気料の増加が主なものです。2目配水及び給水費767万9千円、前年度対比62万3千円の増。配水地、配水管、給水設備、その他設備に要する費用を計上しております。主な増額は、通信運搬費における専用回線使用料の値上げに伴う増。委託料における水道管路台帳システムデータ更新業務委託における太陽地区管路整備完了に伴う台帳更新の増。動力費における電気料の増加が主なものです。3目受託工事費4071万7千円、前年度比1159万4千円の増。給水装置新設におけるメーター器材料代及び検漏におけるメーター器交換に要する費用を計上しております。主な増額については、メーター機交換対象箇所数の増によるものです。4目業務費2332万円、前年度対比351万1千円の増。料金調定集金及び検

診その他業務に要する費用を計上しております。主な増額は、委託料における検針等業務委託料、労務単価増に伴う増。材料費、メーター器交換材料代交換対象箇所数の増に伴うものが主なものです。425ページに移ります。5目総係費299万1千円、前年度対比1168万6千円の減。簡易水道事業活動全般に関する費用を計上しております。主な減額は、職員給与1名分を計上していましたが、令和8年度より一般会計で計上するためです。6目減価償却費1億2705万9千円、前年度対比354万7千円の減。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費1039万4千円、前年度対比112万4千円の減。2目消費税及び地方消費税830万9千円、前年度対比前年度同額を計上しております。第3項予備費、1目予備費10万円は前年度と同額を計上しております。

続きまして、第3条、収益的収入及び支出の収入について説明いたしますので、423ページをお開きください。第3条、収益的収入、第1款簡易水道事業収益第1項営業収益、1目給水収益1億3981万6千円、前年度対比232万1千円の減。水道使用料に対するものです。主な減額は、令和7年度実績をもとに算出してありますが、使用料減少に伴う減となります。2目受託工事収益19万2千円、前年度対比、同額となります。一般新築住宅家庭用のメーター器新設10個分の売払収入分を計上しております。3目その他営業収益16万円、前年度対比3万円の減。給水工事審査工事検査手数料と、指定給水装置工事事業者指定手数料に対するもので、更新対象指定店が減ったためです。第2項営業外収益、1目他会計補助金6292万8千円、前年度対比667万4千円の増。企業会計へ一般会計からの補助金と消火栓管理等負担金に対するものを計上しております。2目長期前受金例入9316万6千円、前年度対比292万6千円の減。減価償却費が資産取得費を使用期間全体に割り振る一方、その財源となった国庫補助金を毎年収益として振り分けた金額に対するものです。

次に、第4条、資本的収入及び支出の支出について説明いたしますので、427ページをお開きください。第4条、資本的支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目建設改良費1921万7千円、前年度対比997万7千円の減。建設改良費に伴うもので、13節委託料、北星町町有地開発事業水道実施設計業務委託を計上、28節工事請負費、新和浄水場水質計器更新工事ほか1件を計上しております。第2項企業債元金償還金、1目企業債元金償還金7345万3千円、前年度対比1131万3千円の減。第3項固定資産購入費、1目リース債務返済880万8千円、前年度対比2千円の減。令和5年度更新水道施設集中監視システムの償還金及び、令和6年度更新上下水道料金システムの償還金を計上しております。

次に、第4条、資本的収入及び支出の収入について説明いたしますので、426ページをお開き願います。第4条、資本的収入、第1款資本的収入、第1項企業債、1目建設改良事業債530万円、第5条、企業債で説明いたしましたので省略させていただきます。第2項他会計補助金、1目他会計補助金3672万6千円、前年度対比565万7千円の減。一般会計からの補助金で、基準内繰入の金額を計上しております。第3項その他資本

的収入、1目その他資本的収入、廃項となります。なお、412ページから422ページは、予算に関する説明資料を添付いたしておりますので説明を省略させていただき、後ほどご覧願います。

以上が、令和8年度新冠町簡易水道事業会計予算の提案理由の説明をいたしました。ご審議を賜り、提案どおりご決定頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第26号、令和8年度新冠町下水道事業会計予算の提案理由を説明いたしますので、428ページをお開きください。

議案第26号、令和8年度新冠町下水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。第1条、総則、令和8年度新冠町下水道事業会計の予算は次の次に定めるところによるものです。第2条、業務の予定量、業務の予定量は次のとおりとするものです。令和7年度の実績量をもとに令和8年度の業務の予定量を定めております。1、接続人口2898人、2、年間処理水量24万1000立方メートル、3、1日平均処理量660立方メートルといたしております。4、主要な建設改良事業につきましては、下水道施設汚水幹線工事8657万円を予定しております。第3条、収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものです。収入、第1款下水道事業収益、総額1億9196万3千円を計上しております。内訳は、第1項営業収益4352万円、第2号、営業外収益1億4844万3千円を計上しております。支出、第1款下水道事業費用、総額1億7133万6千円を計上しております。内訳は、第1項営業費用1億6640万4千円、第2項営業外費用483万2千円、第3項予備費10万円を計上しております。第4条、資本的収入及び支出、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5097万1千円は、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整金1034万8千円、当年度損益勘定留保資金3034万4千円、繰越未処理利益余剰金70万1千円、及び当年度未処分利益剰余金957万8千円で補填することとしております。429ページに移ります。収入、第1款資本的収入、総額1億4602万9千円を計上しております。内訳は企業債、6580万円、第2項他会計補助金3292万9千円、第3項国庫補助金4730万円を計上しております。支出、第1款資本的支出、総額1億9700万円を計上しております。内訳は第1項建設改良費1億1492万円、第2項企業債元金償還金6585万8千円、第3項固定資産購入費1622万2千円を計上しております。第5条企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めようとするものです。下水道施設整備事業、限度額6580万円は、委託料及び工事5件に関わるもの。なお、起債の方法、利率償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。第6条、一時借入金、一時借入金の限度額を1億円と定めようとするものです。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおり定めるものです。1、収益的支出における各項の流用、2、資本的支出における各項の流用を定めるものです。430ページに移ります。第8条、他会計からの補助金、下水道事業運営のため、一般会計からのこの会計補助を受ける金額は、1億

54万7千円と定めるものです。第9条、利益剰余金の処分、繰越未処分利益剰余金のうち70万1千円及び、当年度未処分利益剰余金のうち957万8千円は、次のとおり処分するものと定めるものです。1、第4条、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填として、1027万9千円を計上するものです。

それでは、第3条、収益的収入及び支出の支出から予算明細書で説明いたしますので、443ページをお開きください。説明につきましては、簡易水道事業同様に予算区分の目における前年度比の増減が大きいものの理由を中心に行いますのでご了承願います。収益的支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、1目管渠費402万円、前年度比同額。管路施設の維持管理に要する費用を計上しております。2目ポンプ場費1965万2千円、前年度比82万9千円の増。ポンプ場施設の維持管理に要する費用を計上しております。主な増額は委託料、ポンプ場管理委託料で、労務単価増によるものです。3目業務費56万2千円、前年度比1万6千円の増。料金調定集金、その他業務に要する費用を計上しております。4目、総係費3100万1千円、前年度比1672万7千円の減。下水道事業活動全般に関する費用を計上しております。主な減額については、職員給与1名分を計上していましたが、令和8年度より一般会計で計上するため、また、負担金、下水道事業維持管理負担金、新ひだか町との公の施設の使用に関する協定書、第5条に基づく新ひだか町静内終末処理場維持管理に関わる負担金で、実績での汚水流入比の減に伴うものです。444ページに移ります。5目減価償却費1億1116万9千円、前年度比163万1千円の増。令和7年度分減価償却費を計上しております。第2項営業外費用、1目支払い利息及び企業債取扱諸費364万5千円、前年度比85万5千円の減。企業債利息及び備荒資金組合長等事業利息を計上しております。2目消費税及び地方消費税118万7千円、前年度比7万1千円の減。令和8年度予算に基づき、令和9年度申告分の消費税の額を計上しております。第3項1目ともに予備費10万円、前年度比増額となっております。

続きまして、第3条、収益的収入及び収益的収入について説明いたしますので、442ページをお開きください。第3条、収益的収入、第1款下水道事業収益、第1項営業収益、1目下水道使用料4350万9千円、前年度比258万9千円の減。現年、現年度分の下水道使用料で、令和7年度実績をもとに前年度比に乘じ算出しております。人口減少が主な要因となっているものと考えております。2目その他営業収益1万1千円、前年度比28万7千円の減。主な減額は、手数料において、排水設備工事責任技術者及び排水設備工事指定店の更新対象減に伴うものです。第2項営業外収益、1目他会計補助金6761万8千円、前年度比1257万円の減。一般会計からの補助金として計上しております。2目長期前受金戻入8082万5千円、前年度比42万4千円の増。減価償却費が資産取得経費を使用期間全体に割り振る一方、その財源となった国庫補助金を、毎年度収益として振り分けた金額を計上しております。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出の支出について説明いたしますので、446ページをお開きください。第4条、主幹資本的支出、第1款資本的支出、1項、1目とも

に建設改良費1億1492万円、前年度比5528万9千円の増。主な増額は委託料、北星町町有地開発事業、下水道実施設計業務委託ほか1件の委託料、工事請負費、新冠ポンプ場自動給水装置改築工事ほか4件の工事を計上しております。第2項1目ともに、企業負担金償還金6585万8千円、前年度比286万8千円の減。長期債に係る元金償還を計上しております。第3項固定資産購入費、1目無形固定資産購入費1574万2千円、前年度比134万4千円の増。新ひだか町の施設の使用に関する協定書、第5条に基づく建設負担金で、静内終末処理場、木場町ポンプ場、汚水流末幹線の建設費に伴う新ひだか町の一般財源分に対し、各負担率に基づき支払うもので、主な増額は静内終末処理場における施設更新に伴うものです。2目リース償還返済48万円、前年度比4千円の減。令和6年度導入上下水道料金システムにおける令和8年度分元金償還額を計上しております。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出の収入について説明いたしますので、445ページをお開き願います。第4条、資本的収入、第1款資本的収入、第1項企業債、1目建設改良企業債6580万円、前年度比3620万円の増。第5条、企業債で説明しましたので省略させていただきます。第2項1目ともに他会計補助金3292万9千円、前年度比143万4千円の減。一般会計からの補助金を計上しております。第3項、1目ともに国庫補助金4730万円、前年度比1763万3千円の増、社会資本整備総合交付金事業で、新冠ポンプ場自動給水装置改築工事ほか4件に対する補助金で、国費率は50%でございます。なお、431ページから441ページは予算に関する説明資料を添付しておりますので、説明を省略させていただき、後ほどご覧願います。

以上が、議案第26号、令和8年度新冠町下水道事業会計予算の提案内容の説明をいたしました。ご審議を賜り、原案のとおりご決定頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

#### ◎日程第10 会議案第1号

○議長（氏家良美君） 日程第10、会議案第1号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

ただいま、提案理由の説明がありました。議案第20号から第26号までの7件については、新冠町議会委員会条例、第5条、第1項及び、第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議員全員で構成する令和8年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会を設置し、議案第20号から第26号までを付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって議案第20号から第26号までの7件は、ただいま設置されました、令和8年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、ただいま設置されました、令和8年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会においては、正副委員長を互選し、後刻報告をお願いします。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時30分 閉議）